

## 4. 施策別の取組（各論）

各施策における取組は、「ありたいまち」という4つの目標を共有しており、施策ごとに、「施策の展開方向」と「ありたいまち」との関係を示しています。

また、「3. 各主体が取り組んでいくこと」では、「行政が取り組むこと」にあわせて、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、「その活動に対して行政として支援できること」も含めて記載しています。

今後、まちづくりを進めていくに当たって、この記載内容を基に、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることについて考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

### 各論の構成（施策の見方）

#### 1. 施策を考える背景

施策を展開していくに当たって踏まえておくべき社会経済情勢や、尼崎市における現状や課題、活用できる資源等について、記載しています。

#### 2. 施策の展開方向

「ありたいまち」の実現に向けた各施策の取組を考えるに当たっての、施策展開の方向性を示しています。

また、それぞれの方向性と「ありたいまち」の関連性について図示しています。

**施策01 【地域コミュニティ】**

### みんなの支えあいで地域が元気なまち

互恵関係の育まれる多様な主体が、お互いを認め、支えあひ、尊重し、誰かの笑顔・誰かの成長のもとに活動し、地域が豊かになる。自治体だけが地域への役割を担うのではなく、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

#### 1. 施策を考える背景

本市では、平成28年10月に、各主体が自主的に活動し、より良いまちをつくることに加え、市民・事業者・行政等、まちづくりに関する者の基本的な役割などを定める「尼崎市自治体のまちづくりの条例」を施行しました。この条例の趣意において、多様な主体の役割と責任により地域コミュニティが活性化していくよう取組を進めていくことが目的です。

- ・ 条例での趣意や生活利便性の向上等により、個人の活動や活動が多様化し、役割づけ合いや活動の連携が期待されるなか、子どもや高齢で自立する高齢者の見守り活動の担い手や活動の場づくり等から、地域コミュニティの拡大が図られていきます。地域の「絆」の醸成が期待されます。
- ・ まちの賑わい創出、防災・防災、子育て、福祉など、地域の課題が解決しており、これらの解決に当たっては、市民の力が地域をよくしようという意識が広がっています。
- ・ 本市では、多様な主体が活動の場を創出していきながら、なかでも市民の活動の場として、その大枠を、社会福祉協議会を構成する地区協議会が持っている活動の場でも活動がある主体です。
- ・ 地区では、「リーダーの養成」や「市民活動員等への教育」等々の活動があるほか、多様な主体が活動の場（市民活動）への参加率は顕著な伸びがあります。この傾向に留意しながら、市民活動を行うリーダーや、主体的・自主的に社会貢献活動に取り組む市民、NPO等の新しい担い手となる主体が育まれる環境を醸成し、市民が主体的に活動する場が広がるよう取組を進めていくことが目的です。
- ・ 市民アンケートからは、市民活動への参加のきっかけが「身近な人が参加しているから」、実際に活動に参加している人は多い、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることが目的です。

#### 2. 施策の展開方向

<p>1. 多様な主体が活動し、連携する。市民が活動の場づくりに取り組む。</p> <p>2. 多様な主体が活動し、連携する。市民が活動の場づくりに取り組む。</p>	<p>ありたいまち</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人が暮らし、思いが通じあえるまち</li> <li>2. 健康、安全、安心な生活環境で暮らせるまち</li> <li>3. 地域が豊かになり、活力が湧いてくるまち</li> <li>4. 次世代に、よりよいまちをつくるために活動するまち</li> </ol>
---	---

### 3. 各主体が取り組んでいくこと

「施策の展開方向」に基づいて、市民・事業者・行政が取り組んでいく役割・期待する役割を記載しています。

このうち、市民・事業者と行政が協働で取り組んでいくことや、行政として市民・事業者の取組を支援することなど、相互の連携が求められるものについては、「行政が取り組んでいくこと」の欄に、「市民・事業者が取り組んでいくこと」の欄の「 」等の数字を記載し、関連性を示しています。

### 施策間連携

後述の「主要取組項目」に記載する、後期計画期間の5年間に実施する「主な取組」とその関連施策について記載します。

### 3. 各主体が取り組んでいくこと

〔行政の役割〕市、町、村、特別区が行政として主体的に果たし、連携ネットワークにおける役割の履行が求められる。

〔市民・事業者の役割〕自らのリソース・ノウハウを活用するとともに、より多くの方々の参加への働きかけをお願いします。

〔協働の推進〕市民・事業者、行政等との連携を促進し、各自が得意とする分野で力を発揮し、互いに補完しあうことで、より良いまちづくりを実現していきます。

【取組方針1】 地域分権型まちづくりの推進  
市民・事業者 ①位

●市民に対する役割を明確にするため、地域振興センターを中心とした地域振興推進の推進策や人材育成のあり方、適切な役割分担のあり方について協働型まちづくり推進協議会を設立し、市民・事業者との協働を進め、さらには協働型まちづくり推進協議会が中心となって協働型まちづくりの推進を図ります。

【取組方針2-1】 地域コミュニティの活性化のための取組  
市民・事業者 ②位

●地域振興センターは、市民・事業者のまちづくりへの参加の機会を積極的に提供するとともに、地域コミュニティへの参加の機会を提供するよう努めます。また、市民・事業者は地域コミュニティの活性化に主体的に参加し、協働型まちづくりの推進を図ります。

【取組方針2-2】 地域コミュニティ活動参加者の育成  
市民・事業者 ③位

●市民の主体的な参加を促進するため、学びを通して地域への参加を促進する人材を育成するよう努めます。また、市民・事業者は地域コミュニティの活性化に主体的に参加し、協働型まちづくりの推進を図ります。

### 4. 進捗状況を測る主な指標

施策の進捗状況を測る「ものさし」として、指標を設定しています。

毎年度の「施策評価」において、指標の推移を見ながら、施策の展開状況を振り返ります。

ここでの「市民意識調査」は、「まちづくりに関する意識調査(H29.1)」をさします。

### 4. 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の数値	目標値
1	市民に対して関心を持っている市民の割合	53.8%	60.0%
2	市民意識調査などの調査に積極的に参加している市民の割合	24.1%	30.0%

※目標値に記載している各指標の数値は参考数値です

### 中期計画

協働のまちづくりの推進方針 (H19年度～)、地域振興計画 (H20～H23年度)、次世代育成支援対策推進計画 (H20～H21年度)、地域・まちづくり推進計画 (H20～H25年度)、生活環境改善計画 (H20～H24年度)

### 分野別計画等

尼崎市が策定している分野別の計画等について、この施策に関連するものをまとめています。計画期間については、**H29.10.1 現在の内容です。**

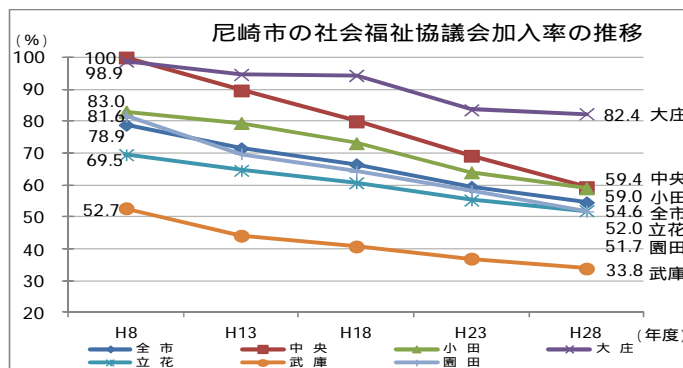
( は、期間終了に向け、改定の実施を進めていくもの)

# みんなの支えあいで地域が元気なまち

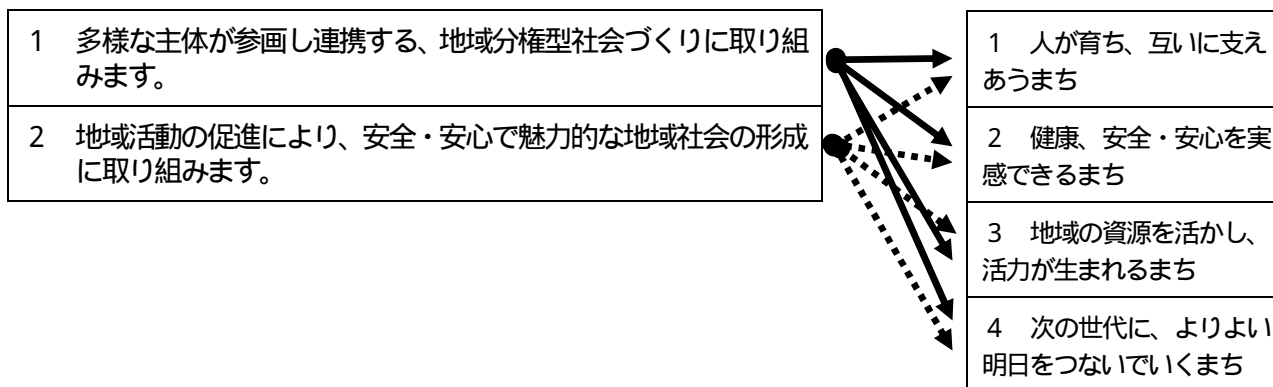
立場や特性の異なるさまざまな主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

## 1. 施策を考える背景

- 本市では、平成28年10月に、さまざまな主体が協力し、より良いまちをつくるために、市民・事業者・行政等、まちづくりに関わる者の基本的な役割などを盛り込んだ「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例の趣旨に沿い、多様な担い手の意思と責任により地域コミュニティが活性化していくよう取り組むことが必要です。
- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が多様化し、近所づきあいや連帯感が希薄化するなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識されました。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- 本市では、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、なかでも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っている全国的に見ても特徴のある自治体です。
- 地域では、リーダーの高齢化や福祉協会役員等への負担の集中などの課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや、主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民、NPO等の新しい公共の担い手となる団体が育まれる環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。
- 市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることが課題です。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>近所づきあいを楽しみ、町会・自治会活動や地域行事に主体的に参加し、身近なコミュニティにおける交流の輪を広げます。</p> <p>地域の歴史や課題を学び、自らのシチズンシップを高めるとともに、より多くの方々の地域への愛着をはぐくみます。さまざまな市民活動・各種団体、行政等との連携を図り、身近な地域課題の解決等に取り組めます。自らがまちづくりの主体であることの自覚を持ち、自己の発言などに責任を持ち行動します。</p>		
行政	【展開方向1】地域分権型社会に向けた取組	市民・事業者	
	<p>地域における住民自治を支えるため、地域振興センターを中心とした地域振興機能の再構築や人員配置のあり方、身近な地域課題の解決等に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方、さらには職員の意識醸成や能力形成について検討し、実施に向けた取組を進めます。</p>		
	【展開方向2-1】地域コミュニティの形成のための支援	市民・事業者	
	<p>地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場づくりに努めます。また、市民と行政又は市民同士の相互理解が深まり、多様な主体による協働の取組につながるような交流や対話、活動の機会づくりに取り組みます。</p>		
	【展開方向2-2】地域コミュニティ活動を担う人材の育成	市民・事業者	
<p>市民の主体的な学習や活動を支援し、学びを通して地域への愛着や地域を支える人材がはぐくまれる環境づくりに取り組みます。</p> <p>あわせて、職員と市民が互いに学びあい活動する環境づくりや、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。</p>			

施策間連携

「生きる力」をはぐくむ教育の充実

関連施策

01・02・03

自治のまちづくりの推進

関連施策

01・02・06  
07・10・11  
行政運営

市民の健康寿命の延伸

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	市政に対して関心を持っている市民の割合	市民・事業者等が市政や身近な地域に関心を持ち、自らの問題としてともに学び、考え、課題の解決に向けて行動していけるような地域となるよう、市民の市政への関心が高まることをめざします。	53.5[%]	60.0[%]
2	社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合	市民・事業者等が社会福祉協議会をはじめとする自治会活動やさまざまな地域の活動に参加し、身近な地域の魅力を高めていくことをめざします。	24.1[%]	30.0[%]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

協働のまちづくりの基本方向（H19年度～）、地域福祉計画（H29～33年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（H30～35年度）、生活習慣病予防ガイドライン（H23～34年度）

高齢者支援  
地域と支える

関連施策

01・06・07  
10

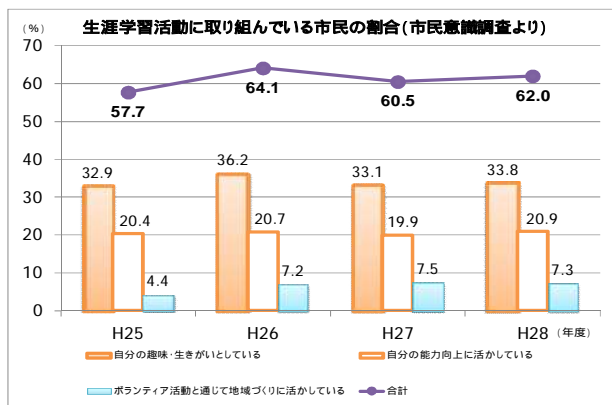
# 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち

市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざします。

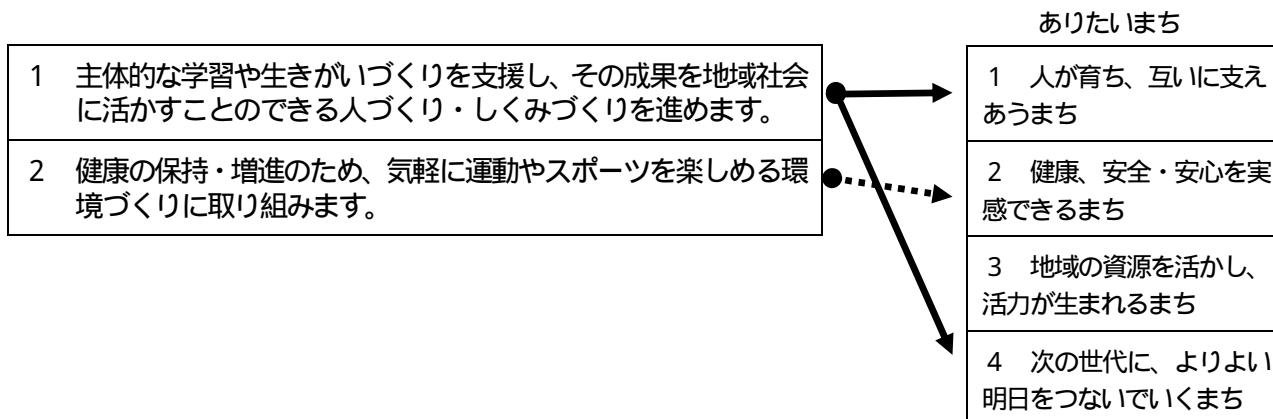
また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちをめざします。

## 1. 施策を考える背景

- 心の豊かさや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動に対する市民の参加意向が強まっており、多様化・高度化するニーズに応じた学習やスポーツの機会を提供するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく必要があります。
- 少子化・高齢化や情報化の進展、就業意識の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化を踏まえた学習・活動機会の充実を図るため、文化施設や高等教育機関、民間教育事業者等との連携が求められています。
- 地域が抱える多様な課題を解決し、地域を活性化していくためには、市民一人ひとりが生きがいを持ち、その知識や能力が学校への支援やまちづくり活動の中で活かされることが大切です。そのためには、学習の機会にアクセスしやすい仕組みや、学習を通じた仲間づくりへの支援も必要です。
- 生活習慣病や介護の予防という観点からも市民の健康維持は重要な課題であり、すべての市民が生涯にわたって気軽に運動やスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>生涯を通じて、自ら学習に取り組むことで、自らの能力を向上させるとともに、生活の充実を図ります。</p> <p>まちづくりや社会貢献などのさまざまな活動に参加するなかで、習得した知識や技能を地域活性化等に活かします。</p> <p>生涯を通じた学習活動の活性化に向けて、市民学習グループ間の交流・連携の活性化などに努めます。</p> <p>生涯を通じたスポーツ活動などに積極的に取り組み、健康増進と生きがいづくり、仲間づくりを行います。</p> <p>事業者は、学習やスポーツに関する情報・機会の提供などを通じて、地域活動への参加や社会貢献に努めます。</p>		
行政	<b>【展開方向1 - 1】生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成・交流の推進</b>	市民・事業者	
	<p>誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれがかかわりあいを持ちながら、生きがいを感じ、互いに高めあうことができるよう取組を進めます。</p> <p>市民・ボランティアとの協働と学習グループ等の活動支援に取り組みます。</p> <p style="background-color: yellow;">学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を学校への支援や地域づくりに活かせるようなしくみづくりに取り組みます。</p> <p style="background-color: yellow;">学習と交流を通じたリーダーの発掘・ボランティアの養成等を通じ、市民主体の学習・活動を支える人材育成等に取り組みます。</p>		
	<b>【展開方向1 - 2】社会教育施設・地域資源等の活用による学習支援</b>	市民・事業者	
	<p style="background-color: yellow;">多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による社会教育施設の有効活用等に取り組みます。</p> <p style="background-color: yellow;">歴史や文化等の地域資源を活用した学習の拡充に取り組みます。</p>		
	<b>【展開方向2】運動やスポーツによる市民の健康づくり</b>	市民・事業者	
<p>個々の生活リズムに合わせて気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりや、情報提供等に取り組みます。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	学習を活かせる講座の受講者数	個人の学習を支援し、その成果を地域社会に活かす取組につながる講座を実施し、受講者数増加をめざします。	1,593 [人]	1,673 [人]
2	健康を意識した運動やスポーツを定期的に行っている市民の割合	気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組み、健康の保持・増進のために意識的に体を動かす習慣を身に付けた市民の増加をめざします。	46.2 [%]	49.0[%]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

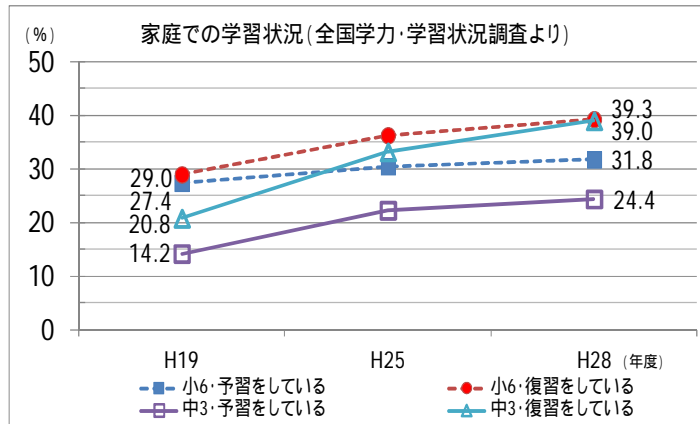
スポーツ推進計画（H27～31年度）、協働のまちづくりの基本方向（H19年度～）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31年度）

# 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち

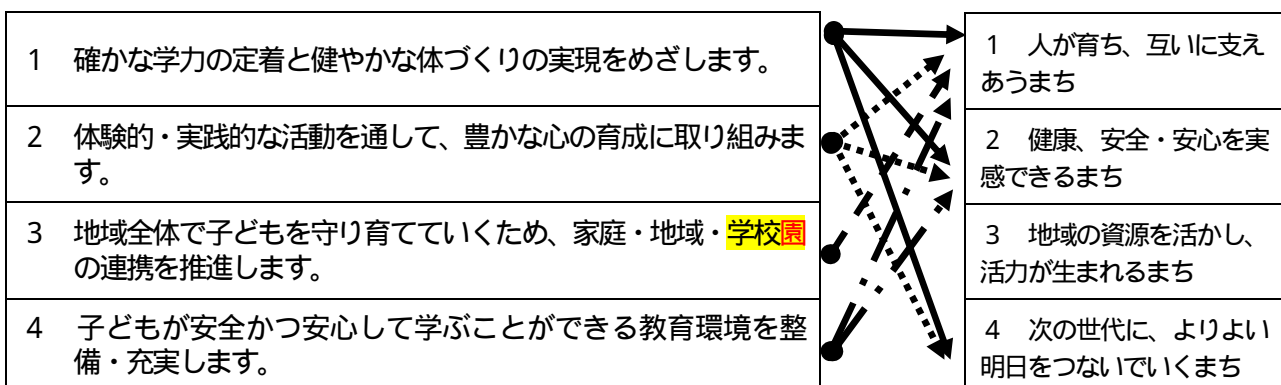
子どもの生きる力をはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざす学校教育を展開するとともに、家庭、地域、**学校園**が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境の充実したまちをめざします。

## 1. 施策を考える背景

- 全国学力・学習状況調査の「家庭での学習状況」に関する項目は改善されてきていますが、まだ、その割合は低く、さらに、家庭において、自分で計画を立てて学習する習慣を身につけていく必要があります。
- インクルーシブ教育の推進を図るため、障害のある子と障害のない子が、同じ場で**と**もに学ぶことを追求するとともに、障害のある子が、多様な学びの場において、その能力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参加を**め**ざすことが求められています。
- 子どもの体力の低下が指摘されており、基本となる食生活や生活習慣の確立・改善に取り組むことが必要です。
- 社会環境やライフスタイルが急速に変化するなか、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められています。
- 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消を図るためには、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整備することが必要です。
- 子どもを健やかに育てていくためには、地域全体での取組が必要不可欠であり、家庭や地域との協力・信頼のもとで、活力に満ちた**学校園**づくりに取り組むことが重要です。
- これまで学校施設の耐震化の確保に努めてきましたが、高度経済成長期の急激な人口増加等に対応して建設した学校施設が多く、**今**後は、老朽化している施設の改善を進めることが必要です。
- 全国的に、子どもが被害者となるような自然災害や事件・事故が発生しており、**地**域や**学校園**の安全・安心を確保することが課題です。
- 改訂される学習指導要領等を踏まえながら、教育内容の充実を図ることが必要です。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>子どもの学習や成長に関心を持ち、職場体験や総合的な学習の時間など、さまざまな体験学習に協力します。</p> <p>P T A活動や学校行事に積極的に参加し、地域と一体とな<sup>って</sup>、子どもが健やかに育つ環境を整えます。</p> <p>子どもとの丁寧なコミュニケーションを心がけ、家庭で基本的な生活習慣・食習慣を身に付けられるようにします。</p> <p>安全な地域環境で、子どもが安心して成長していけるよう、防犯や交通安全のための見守り活動等を行います。</p> <p>子どもを対象とする行事や地域活動などをさまざまに展開し、子どもと積極的にかかわる地域づくりを進めます。</p>		
行政	【展開方向1】教育・学習内容の充実、子どもの健康な体づくり	市民・事業者	
	<p>家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上に取り組めます。</p> <p>インクルーシブ教育を推進することにより、障害のある子と障害のない子が、豊かな人間性や多様性を尊重し、共に学ぶ態度の育成を図るとともに、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育活動に取り組めます。</p> <p>子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身に付ける取組の充実、家庭・地域・企業団体等との連携による勤労観・職業観をはぐくむ学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実に取り組めます。</p> <p>子ども一人ひとりが、実社会を主体的に生きていくための必要な力をさらに伸ばしていけるよう、中長期的な効果測定を通じた科学的根拠に基づく研究等を行い、政策に活かしていくとともに、教員等のさらなる力量形成を図ります。</p> <p>学校体育の充実や食育の推進等により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、基本的な食生活・生活習慣が身に付くよう取り組めます。</p>		
	【展開方向2】心のケア・心の教育の充実	市民・事業者	
	<p>命の尊さを理解し、思いやりの心をはぐくむとともに、自尊感情を高める道徳教育・体験的学習の充実に取り組めます。</p> <p>人権意識や規範意識をはぐくみ、家庭・地域との連携促進及び関係機関・専門家との協働体制の強化により、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の整備と、不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消に取り組めます。</p>		
	【展開方向3】家庭・地域・学校間の連携推進	市民・事業者	
	<p>学校評議員制度や学校評価の充実とともに、学校支援ボランティアの参画等を通じて、<b>学校園</b>と家庭、地域が連携した、信頼される開かれた<b>学校園</b>づくりを推進します。</p> <p>家庭・地域・<b>学校園</b>等の連携協力による多様な学習や体験等の機会の創出を推進します。</p>		
【展開方向4】安全な教育環境の確保	市民・事業者		
<p>安全・安心な教育の場として学習環境の整備に取り組むとともに、保護者や地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図り、正しい防災知識を身に付けるための防災教育の充実に取り組めます。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	平均正答率の全国との比較	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較から、子どもの学力の状況を測ります。本市の子どもの学力を全国平均を超えることをめざします。	小6 1.6～ 3.1 中3 1.2～ 2.4	小6、中3とも 全国平均以上
2	「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の全国との比較	全国学力・学習状況調査における体験的・実践的な活動を通して「自分には良いところがある」と答える児童生徒の割合を増やし、豊かな心の育成に取り組めます。	小6 4.7 中3 3.5	小6、中3とも 全国平均以上
3	学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	市民意識調査において、学校支援ボランティアの参画等を通して学校の教育活動に「かかわりを持っている」と回答する市民の割合を増やし、家庭・地域・学校の連携を推進します。	33.1[%]	50.0[%]
4	小学校における洋式トイレの整備率	良好な教育環境を確保するため、小学校の洋式トイレの整備をめざします。(整備率は各施設1ヶ所以上ある率とします)	85.3[%]	92.6[%]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

児童生徒の学力向上&学校活性化推進プラン(H19年度～)、次世代育成支援対策推進行動計画(H28～31年度)第2次食育推進計画(H27～32年度)(仮称)中学校給食基本計画(H29年度～)

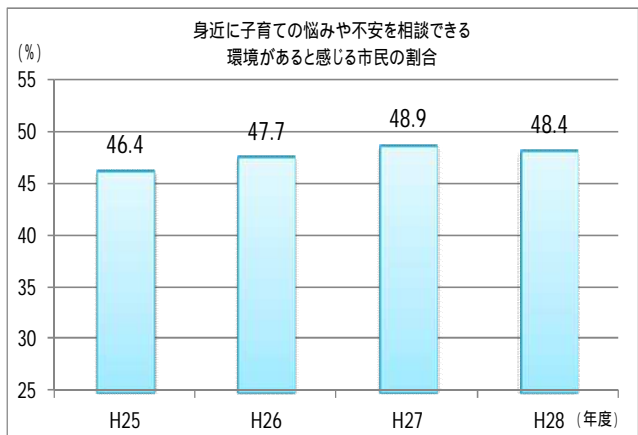


# 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち

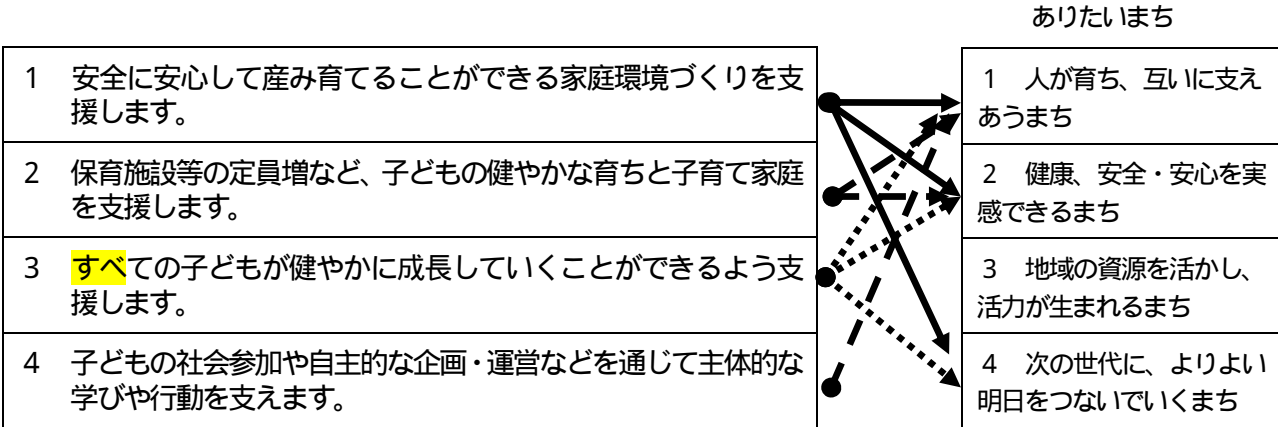
妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実により、安全に安心して産み育てる家庭環境づくりを支援するとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが健やかに育つ社会をめざします。

## 1. 施策を考える背景

- 本市における高齢出産の割合は、平成15年13.8%から平成25年25.9%と上昇しており、また、20歳未満で出産する割合についても、国、県と比較して高くなっています。更に相談相手がなく、妊娠や出産に関する悩みや不安を抱えたまま、家庭や地域で孤立している妊産婦の存在も見受けられます。こうしたことから、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援の強化が求められています。
- 市民意識調査結果によれば、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じている人の割合が50%を下回っていることから、気軽に相談でき、相談の内容に応じて適切なアドバイスができる窓口の設置が必要になっています。
- 地域の大人と子ども、子育て家庭と地域につながる機会の減少や、地域で子どもを育てる意識が弱まっていること等から、子どものいる家庭と地域とを結び付けていくことが課題となっています。
- 本市の乳幼児や児童の人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や就労形態の多様化等に伴い、保育施設等や児童ホームの利用者は増加傾向にあり、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化しています。
- 子どもの発育・発達や児童虐待の相談件数が増加しており、また不登校児童生徒やひきこもりの青少年等が多数存在していることから、さまざまな専門機関が連携した、早期の支援が必要になっています。
- 国が実施している国民生活基礎調査結果から、子どもの相対的貧困率が上昇傾向にあり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策の取組を進めることが必要となっています。
- 日常生活において、子ども同士が互いに遊びや体験を通じて人間関係づくりを学ぶ機会や、地域活動等に参加する機会が減少しているため、子どもの育ちにとって重要な体験の機会を確保すること等が課題となっています。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>子どもを慈しみ、子どもと向き合い、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めます。</p> <p>子どもが健やかに育つため、妊婦健診や乳幼児健診等を適切に受診し、必要な予防接種を受けるよう努めます。</p> <p>出産・育児の不安や困り事があれば、行政や地域の関係団体等に気軽に相談しながら、子どもの育つ環境を整えます。</p> <p>近所の子どもたちへの声掛けなど、子どもたちに積極的にかわり、地域で子どもが安心して暮らせる環境づくりに努めます。</p> <p>事業者等は、従業員が安心して出産・育児に臨めるよう配慮し、また、子育てにかかわる地域の活動に協力します。</p>		
行政	<b>【展開方向1】安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援</b>	市民・事業者	~
	<p>子育てに関する情報収集と発信、気軽に相談ができ、ニーズに応じたさまざまなアドバイス等を行う相談窓口の設置、また、保護者の情報交換の機会づくり、ひとり親家庭に係る相談・支援等により子育ての不安や負担感の軽減に努めます。</p> <p>地域で子どもを育てるという意識を啓発し、地域と子育て家庭がつながるよう働きかけていきます。</p> <p>思春期の健康教育について、学校と連携した実施に努めます。</p> <p>妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、各種の母子保健事業の充実に努めます。</p>		
	<b>【展開方向2】保育事業、放課後児童対策等による支援</b>	市民・事業者	
	<p>保育サービスの充実、保育施設等や児童ホームの定員増に努めるほか、各種の給付等により、子どもの安全・安心を確保するなかで、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。</p>		
	<b>【展開方向3】社会的支援を必要とする子ども・家庭を地域で支えるための支援</b>	市民・事業者	
	<p>児童虐待や不登校などさまざまな困難や課題を有する子どもや、発達障害及びその疑いのある子どもに対し、子どもの育ちに係る支援センターを拠点として、関連分野が有機的に連携し、早期に、かつ年齢に応じて切れ目なく、総合的かつ継続的な支援を行います。</p> <p>子ども及び子育て家庭の現状等を把握した上で、子どもの貧困対策に取り組みます。</p> <p>関係機関と連携・協力し、青少年の非行化防止や、ひきこもり等課題を抱える青少年の支援に努めます。</p>		
<b>【展開方向4】子どもの主体的な学びや行動への支援</b>	市民・事業者		
<p>あまがさきひと咲きプラザの学生会館をはじめ、各地域の公共施設などを活用し、青少年の居場所づくりや、青少年が自らの思い・考えを表現する場や機会の提供、自主的な企画・運営による活動の支援に努めます。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1・3	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	<p>市民意識調査により、尼崎市が社会的支援が必要な子どもや家庭を支援できている状態にあるかどうかを測ります。</p> <p>子育て不安の解消につながる事業を充実させることで、すべての人が子育ての悩みを相談できるまちをめざします。</p>	48.9%	100%
2	保育施設等未入所(待機)児童数(翌年度当初)	<p>4月時点での利用申込児童数から実際の利用児童数を差し引いた数です。( )は国の数え方の定めによる待機児童数です。</p> <p>増加傾向の保育需要に対応し、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。</p>	295 (47) (平成28年4月)人	0 (平成32年4月)人
4	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の全国との比較	<p>全国学力・学習状況調査における体験的・実践的な活動を通して、「自分にはよいところがある」と答える児童生徒の割合を測ります。</p> <p>子どもの主体的な学びや行動への支援等を通じ、豊かな心の育成に取り組みます。</p>	小6 4.7 中3 3.5	小6、中3とも 全国平均以上

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

子ども・子育て支援事業計画( H27~31年度 ) 次世代育成支援対策推進計画( H28~31年度 ) 地域保健医療計画( H25~29年度 )

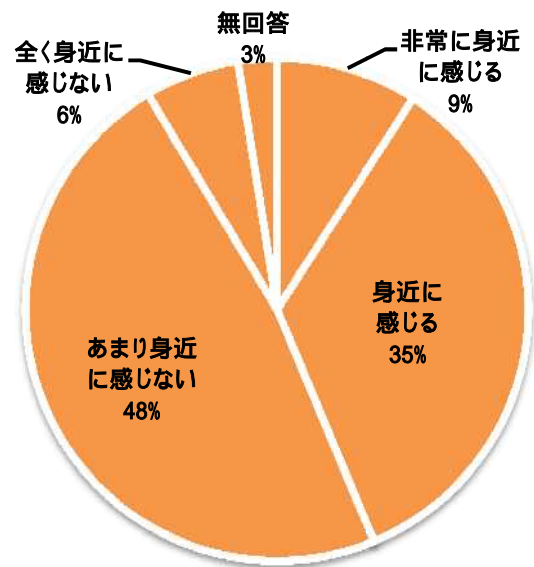
## 互いの人権を尊重し、共に生きるまち

すべての市民が自分らしく生き、本市のまちづくりに積極的なかわりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動、多文化共生社会の実現、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民がさまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会に主体的に参加・参画するまちをめざします。

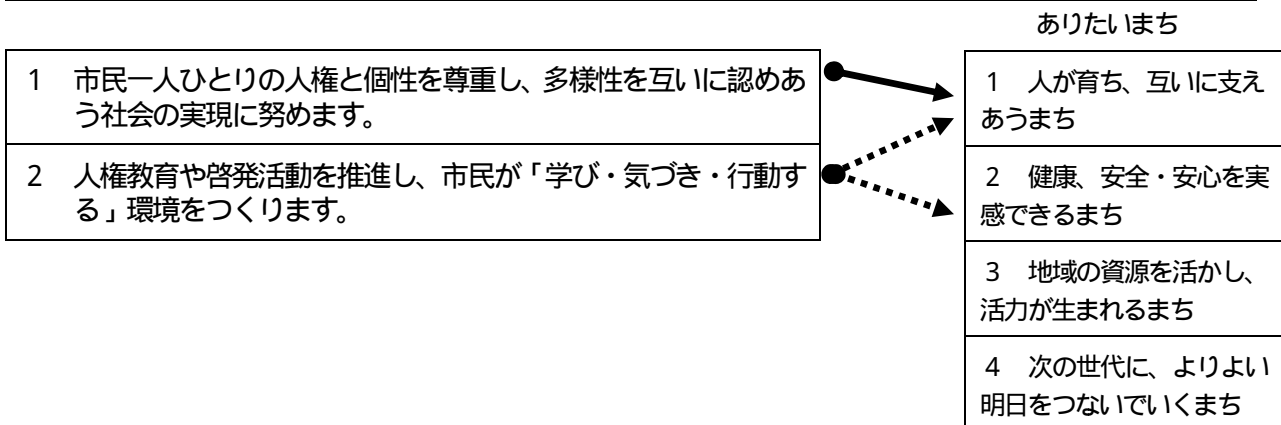
### 1. 施策を考える背景

- ・人権とは、個人の尊重に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、人として正しく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利です。
- ・人権を考える時には、まずは身近な人権問題に気づくことから始める必要があります。人権を身近な問題として感じている割合が半数以下であることから、自らの問題として関心を持つことが大切です。
- ・同和問題を**はじめ**国籍、性別の違いのほか、子ども、高齢者、障害のある人等に対する差別意識や偏見のない社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活の中で基本的人権を尊重する感性や人権感覚を身に付けていくことが必要となっています。
- ・社会的弱者やマイノリティへの差別、インターネットによる人権侵害等の多様な人権問題への対応が課題です。
- ・在住する外国人が安心して住めるよう、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くとともに、世界平和を願う意識をはぐくみ、多文化共生への取組をより一層進めることが課題です。
- ・男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができるためには、男女の固定的な性別役割分担意識や社会慣行の解消が課題です。

人権をどのくらい身近な問題と感じている割合  
（「まちづくりに関する意識調査」(H29.2)）



### 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>人権問題や多文化共生を自らの課題と捉えて、人権にかかわる学習会や活動の機会に、積極的に参加します。性の多様性などの今日的な課題も含めた人権問題を我が事と捉えて、ともにその課題解決に向けて取り組みます。日本人も外国人も、同じ地域社会を築く一員として、お互いの違いを認めあい、理解を深めるよう努めます。男女が家庭や社会における役割を平等に果たし、家庭、地域、職場、学校などで、自分らしく活動します。事業者は、従業員の仕事と生活の調和を促進し、ハラスメントの防止研修を実施するなど、職場環境の向上に努めます。</p>		
行政	【展開方向1-1】多文化共生社会の実現	市民・事業者	
	<p>多様な文化・伝統に対する理解の推進を図り、外国人等が生活しやすくなる諸条件の整備等に取り組みます。世界平和の尊さ・大切さに対する理解の推進等に取り組みます。</p>		
	【展開方向1-2】男女共同参画社会の実現	市民・事業者	
	<p>啓発や支援事業の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確立に向けた環境整備、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止等に取り組みます。</p>		
	【展開方向2-1】人権問題の啓発と人権教育の取組	市民・事業者	
	<p>職員や教職員の人権意識の高揚と人権感覚の醸成、人権についての学習環境の整備、市民の自主活動やリーダー育成支援等に取り組みます。</p>		
【展開方向2-2】人権侵害の防止と被害者への支援	市民・事業者		
<p>地域や関係機関との連携・協力、相談機能の充実、人権侵害事象の未然防止、児童虐待の防止等に取り組みます。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	多様性を認め合う市民の割合	固定的な概念にとらわれず、多様性を認め合い、市民の理解が高まることをめざします。	75.3%	90.0%
2	人権を身近な問題と感じている市民の割合	人権問題が多様化・複雑化するなかで、市民が人権問題に関心を持ち、学び、考え、課題の解決に向けて行動するきっかけとなるよう、市民の人権への関心が高まることをめざします。	43.8%	60.0%

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

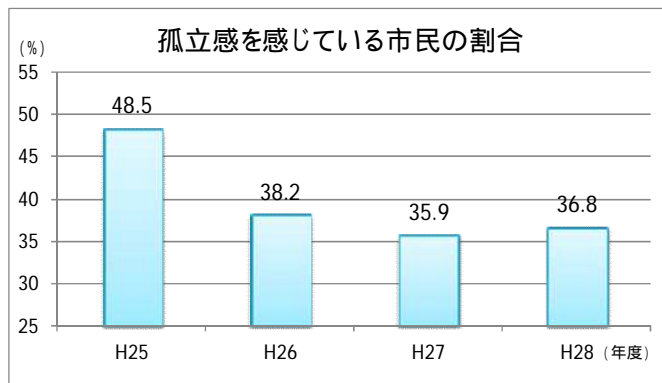
人権教育・啓発推進基本計画（H22～31年度）国際化基本方針（H6年度～）第3次男女共同参画計画（H29～33年度）配偶者等からの暴力対策基本計画（H24～29年度）

# 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち

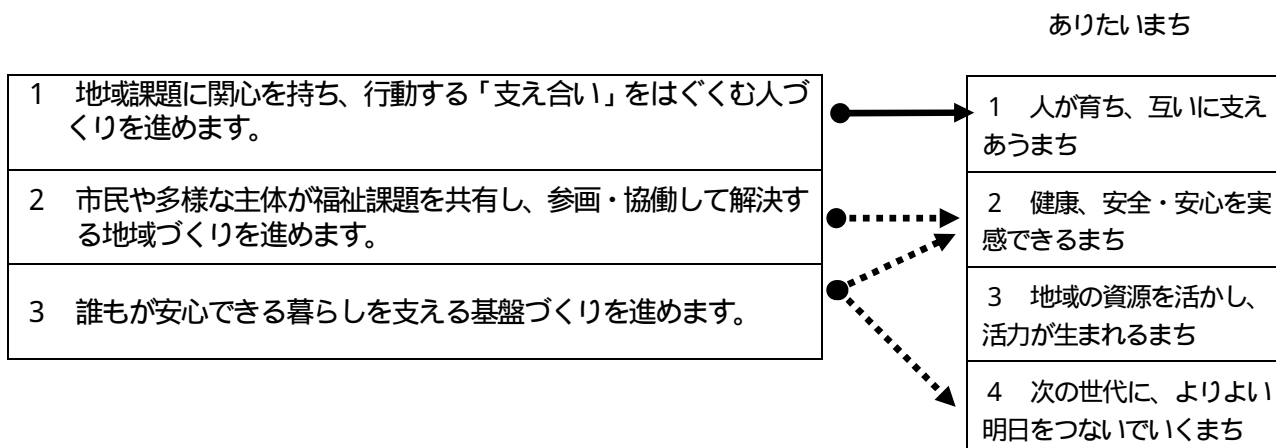
市民や事業者が地域課題を自分のこととしてとらえ、行政とともに、みんなで支え合う仕組みを作ること  
で、地域に住むすべての人が、その人らしい生活を地域で送り続けながら、孤立することなく、安全に、安  
心して暮らせる地域福祉社会をめざします。

## 1. 施策を考える背景

- ・ 少子高齢化の進展や単身世帯の増加等に加え、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会において人と人とのつながりが弱くなっていると言われ、**孤立感を感じている市民も一定割合あり、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっています。**
- ・ また、一人暮らしの高齢者の電球交換やゴミ出し、買い物などの少しの困りごとを頼める人がいないといった悩みをはじめ、壮年期のひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、若年層の貧困、子どもや高齢者に対する虐待、振り込め詐欺などの犯罪被害の増加、孤立死や自殺等の深刻な問題、要配慮者(災害時要援護者)支援の対応など、地域の生活福祉課題は多様化・複雑化、そして深刻化してきています。
- ・ これまでも、自分や家族の努力ではどうにもならない課題や困難にぶつかったときに誰もが安心して暮らせるよう、公的サービスの充実が図られてきましたが、多様化・複雑化した課題に対しては、公的サービスだけでなく、身近な人や地域による支え合いの力を高めていく必要があります。
- ・ そのため、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、住民一人ひとりが時と場合に応じてお互いに「支える」、「支えられる」ことを意識し、多様な地域課題に対して、日頃の地域のつながりの中で話し合い、それぞれのできる範囲で主体的に関わり、地域の**さまざまな活動**に参画・協働し「支え合う」ことができれば、誰もが安心して暮らすための大きな力となります。
- ・ 尼崎市は多様な人材や企業、団体が集まり、多様性や包容力という“つよみ”を持つまちでもあり、この“つよみ”を最大限活かし、新たな担い手や**さまざまな活動**がつながりを作ることで、そうした活動が次の世代へと引き継がれていくことが必要です。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>地域活動に積極的に参加し、住民同士の顔の見える関係を築き、地域課題等の解決に向けて話し合います。</p> <p>地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域の生活・福祉課題の解決に取り組みます。</p> <p>身近な地域で困り事を抱え、孤立している人に早めに気づき、専門機関等につなぐことに努めます。</p> <p>事業者は、地域社会の一員として、地域の課題解決のために地域住民との協働に努めます。</p>		
行政	【展開方向1】支え合いをはぐくむづくり	市民・事業者	
	<p>さまざまな学びを通して、市民が地域や福祉、人権に関して正しく理解し、地域のさまざまな課題に気づき、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自ら取り組んでいく意識を醸成します。</p> <p>性別、年齢、障害の有無、国籍、地域住民かどうかに関わらず、全ての市民が主体的に地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを市民とともに進めます。</p> <p>多様化・複雑化する課題の解決に向けて、地域のさまざまな活動、専門機関をつなぎ、支える人材を育成します。</p>		
	【展開方向2】多様な主体の参画と協働による地域づくり	市民・事業者	
	<p>多様な活動主体やさまざまな専門機関が、地域の活動と連携、協働しながら取り組む、地域、専門機関、市の重層的なネットワークを構築します。</p> <p>誰もが孤立することなく、地域のつながりの中で、安全・安心に暮らすために、多様な見守り・支え合いを進めます。</p> <p>誰もが安心して、その人らしく、生きがいのある暮らしを送ることができる地域づくりを進めるために、その多様な手法により、さまざまな困りごとや不安等に対応した地域福祉活動を推進します。</p> <p>社会福祉法人、企業、NPO等が地域社会の一員として、それぞれの強みを活かし、地域のさまざまな団体や地域住民と協働し、課題解決に取り組むことを推進します。</p>		
【展開方向3】誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	市民・事業者		
<p>社会的孤立、社会的排除の状態や制度の狭間であって支援の届かない市民を早期把握し、必要な支援につなげるために地域や専門機関のネットワークを構築することで、包括的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1・2	身近な地域活動に参画している市民の割合	市民意識調査において、自治会活動やさまざまな地域の活動に「参加している」と回答した市民の割合です。		
3	孤立感を感じている市民の割合	小地域福祉活動を広げていくなかで、こうした人を発見し、そのニーズへの対応も含め、この割合が少なくなることをめざします。	35.9%	32.1% 以下

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

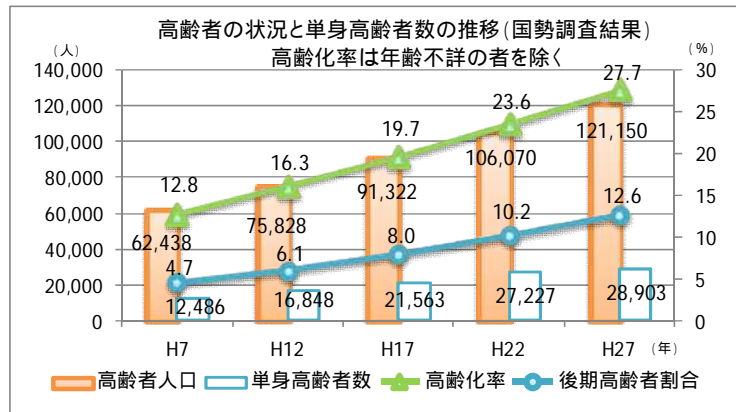
地域福祉計画（H29～33年度）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H30～32年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31年度）、子ども・子育て支援事業計画（H27～31年度）、障害者計画（H27～32年度）、障害福祉計画（H30～32年度）、地域防災計画（S36年度以降毎年修正）、協働のまちづくりの基本方向（H19年度～）

# 高齢者が地域で安心して暮らせるまち

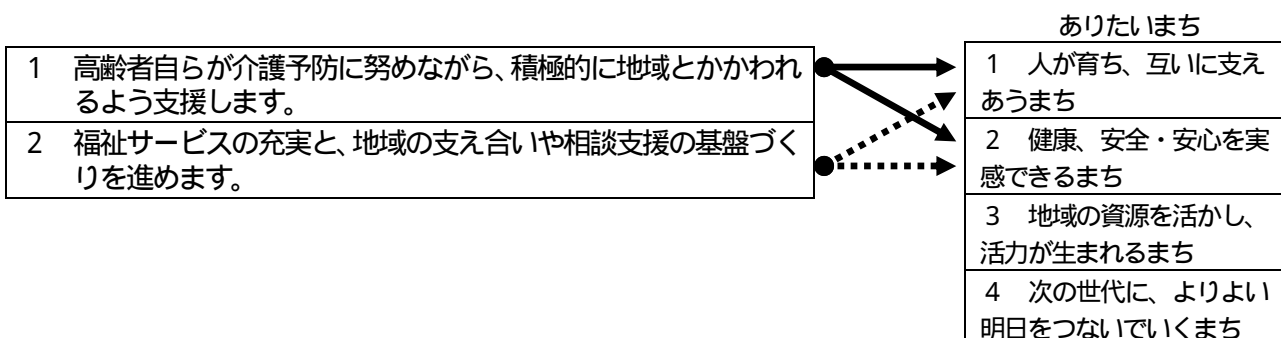
高齢者の生活様式や考え方、価値観は今後ますます多様化していくと考えられます。こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択でき、心の豊かさや生きがいを実感できる地域社会」をめざします。

## 1. 施策を考える背景

- 本市における高齢化率は、平成27年には27.7%となっており、全国(26.7%)とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいます。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加することが見込まれます。
- 平成37年(2025年)には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や医療を必要とする高齢者の増加が見込まれています。介護予防や健康づくりは市民の生活の質を高める上でますます重要になるとともに、療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できることや終末期ケアのあり方や在宅での看取りについても意識することが大切です。
- 1億総活躍社会に向けて、介護サービスの基盤整備や多様な介護人材の育成・確保、介護と仕事の両立の促進など、介護離職ゼロの実現が重要視されています。
- 行政による福祉サービスの充実のみならず、住民一人ひとりが「支える」「支えられる」ことを意識し、元気な高齢者自身も支え手となるなど、地域で支え合うための体制を強化する必要があります。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、各分野の専門職同士が連携することで医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく必要があります。
- 高齢者が抱える課題が複雑化する中、地域包括支援センターでは各地域の高齢者総合相談窓口として、介護予防活動の促進から認知症対策、権利擁護、高齢者虐待に至るまで包括的に対応し必要な支援を行うなど、その役割はより重要になってきています。
- 認知症の人の増加が見込まれる中、専門機関、地域住民による認知症に対する適切な理解や、認知症の人を支えるネットワークづくり、早期発見による集中的な支援体制の構築等が重要です。
- 介護予防の推進や介護人材の確保等を着実に進め、費用の効率化を行うことで、介護保険制度をより持続可能なものにしていく必要があります。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>いつまでも自分らしく生活し、いきいきと社会参加ができるよう、自分の健康を意識し、健康づくりに取り組みます。</p> <p>認知症がある人など、近隣からの日常的な見守り・支援が必要な人などの、地域生活の安心を支えます。</p> <p>これまでに培った経験・知恵・技術を生かすなど、高齢期になってからも地域・社会とのかかわりを積極的に持ち続けます。</p> <p>事業者は、高齢者に向けた情報や催し、また世代間交流や高齢者の持つ技術が活かされるような機会を増やします。</p>		
行政	【展開方向1】健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進	市民・事業者	
	<p>高齢者同士が主体的に集い、介護予防の取組等が広がるよう働きかけ、また、取組が継続されるよう支援します。</p> <p>ハード面のユニバーサルデザイン化だけでなく、近隣の高齢者に思いやりを持って接していただけるような啓発、高齢者と地域住民がかかわりを持つ機会を増やします。</p> <p>高齢者の豊かな知識・経験・能力が、地域課題の解決など地域福祉の向上に大きな役割を担っていただけるよう、シルバー人材センター等とも連携しながら社会参加の機会を提供し、ふれあいと生きがいのある地域社会の形成に努めます。</p>		
	【展開方向2】福祉サービスの充実と地域の支え合いや相談支援の基盤づくり	市民・事業者	
	<p>高齢者に対する総合相談窓口である地域包括支援センターや地域を支える各主体が連携を密にし、ニーズに応じた取組が実践できるよう、総合的な支援を行います。</p> <p>介護サービスの新たな担い手の養成や質の確保を図りながら、多様なサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。</p> <p>成年後見制度など高齢者単独・夫婦のみの世帯を支える権利擁護の取組を推進します。</p> <p>認知症の早期発見・早期支援に向けた取組や認知症の方やその家族を支える仕組みなど、新たな施策や既存の事業を組み合わせた支援策を重層的に展開します。</p> <p>在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できるよう、また終末期ケアのあり方や在宅での看取りについても意識されるよう、医療と介護の連携に向けた取組を進めます。</p>		

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	生きがいを持つ高齢者の割合	市民意識調査において、「生きがいを感じていることがある」と回答した高齢者の割合です。高齢者が介護予防を通じて身体の健康維持に努めながら、社会とのかかわり等を持つ中で生きがいを持って生活できるよう取り組みます。	64.0%	75.9%以上
2	地域の中で頼れる人がいる割合	市民意識調査において、「家族以外に頼れる人がいる」と回答した高齢者の割合です。認知症の方の支援、医療介護の連携、地域包括支援センターの持つ役割や取組により、高齢者が安心して暮らせるまちをめざします。	54.8%	54.8%以上

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H30～32年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（H30～35年度）、地域福祉計画（H29～33年度）



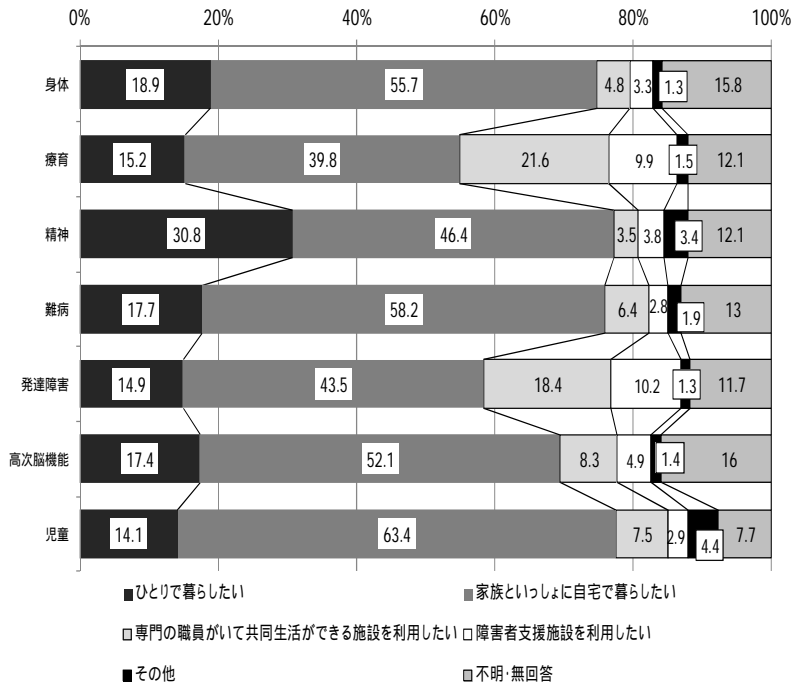
# 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち

誰もが地域の中で豊かに生活し、地域とのかかわりの中で、自立して過ごせる支えあいのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の一員として、自立した生活を送ることができる地域社会をめざします。

## 1. 施策を考える背景

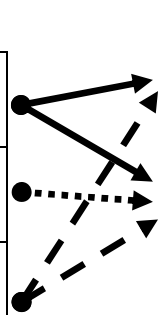
- 障害のある人へのアンケート調査によると、今後の暮らし方としては、家族と同居を希望する人のほか、単身やグループホーム等を含めて地域での生活を希望する方が多くなっており、在宅支援の充実、住まいや日中活動の場の確保など、地域生活を支える基盤整備が必要です。
- また、知的障害のある人、精神障害のある人及び発達障害のある人並びに障害のある児童の約半数が障害のために差別や偏見等を感じていると回答しており、障害のある人や子どもに対する正しい理解や、社会参加のしやすい環境づくりが必要です。
- 移動支援をはじめとした地域生活支援事業など、障害のある人の地域生活を支援するため、本市ではさまざまな取組を行ってきています。
- 本市では、障害のある人が多いことや、本人だけでなくその家族も課題を抱えているケースが多いこと等を背景に、専門性や複合的な支援が必要となる相談が増えています。
- これまでの相談支援体制では、ライフステージごとで相談が行われるなかで、次のステージでの支援に必要な情報の共有化が十分図られなかったため、ニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況も見られます。

障害のある人への今後の暮らし方への希望について  
「『尼崎市障害者計画』等の改定に係る  
アンケート調査結果報告書(平成26年)」より



## 2. 施策の展開方向

- 1 障害のある人への日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
- 2 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
- 3 福祉事業者支援やバリアフリー化の推進など、障害のある人の社会参加を促進します。



- ありたいまち
- 1 人が育ち、互いに支えあうまち
  - 2 健康、安全・安心を実感できるまち
  - 3 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
  - 4 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>障害のある人とともに暮らしやすい社会づくりについて、積極的に学び、理解を深めます。</p> <p>地域でのイベント等を通じて普段から障害のある人・子どもと交流し、理解を深めます。</p> <p>障害のある人の生活のしづらさ等を理解し、地域生活や社会参加ができるように必要に応じて支援します。</p> <p>事業者は、障害のある人の、雇用にも努め、働きやすい環境づくりを行うなど、個々の適性に応じて能力を十分発揮できるよう取り組みます。</p> <p>事業者は、障害の特性やその人のニーズに応じた支援が受けられるよう、環境づくりに努めます。</p>		
行政	【展開方向1】日常生活の支援の充実と権利擁護	市民・事業者	
	<p>ホームヘルパー等の人材確保と資質の向上、事業所に対する情報提供、医療・保健との連携、必要な施設整備への支援など、日常生活を支える障害福祉サービス等を事業者が提供できるよう支援を行います。</p> <p>成年後見制度の活用や障害のある人に対する虐待の早期発見など、権利擁護にも取り組みます。</p>		
	【展開方向2】相談体制の充実とネットワークの構築	市民・事業者	
	<p>市の相談支援体制の整備と専門的な支援等が必要な場合の適切な相談窓口への橋渡しを行うとともに、関係機関との情報共有化による途切れのない相談支援など、総合的な相談支援体制の構築に努めます。</p> <p>サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成目標値を達成するため、相談支援事業者との連携や人材育成・支援体制の充実にも努めます。</p> <p>複雑かつ専門的な支援や共通課題の解決に向けた協議等を行うためのネットワークの構築を中心に行います。</p>		
	【展開方向3-1】日常生活での交流の支援	市民・事業者	
	<p>障害への正しい理解に対する啓発等を行い、障害のある人となない人との交流を支援します。</p>		
	【展開方向3-2】働く場の確保	市民・事業者	
	<p>国、県等と連携しながら、障害のある人の働く場を確保するよう努めます。</p>		
【展開方向3-3】社会参加の促進	市民・事業者		
<p>障害のある人・子どもが積極的に社会参加することのできる環境づくりを進めるため、民間事業者による各種の割引制度や支援活動等の周知など、民間の取組を支援します。</p> <p>公共施設等をはじめとしたバリアフリー化の推進を図るとともに、文化・スポーツ・レクリエーション等を含めて、障害のある人が地域で活動しやすい環境づくりに努めます。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	市民意識調査において、「地域の環境が整っている」と回答した市民の割合です。障害のある人が地域での日常生活を送ることや社会参加をする上で、地域の意識や受け入れ環境が整ってきていると市民が感じられるまちをめざします。	39.1%	40.3%
2	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	サービスの支給決定者（児）に対する利用計画の作成達成率を向上させることにより、適切なサービス支給が行われている環境が整うことをめざします。	14.1%	100%
3	委託就労支援機関を通じた就労者数	本市が委託する就労支援機関を経由して、一般就労に至った人数です。障害のある人の働く場の確保に努めます。	36人	45人

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

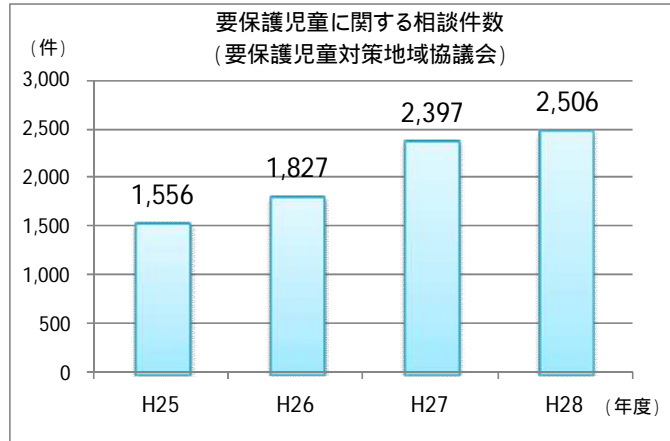
障害者計画（H27～32年度） 障害福祉計画（H30～32年度） 地域福祉計画（H29～33年度） 次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31年度） 地域いきいき健康プランあまがさき（H30～35年度） 人権教育・啓発推進基本計画（H22～31年度）

# 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち

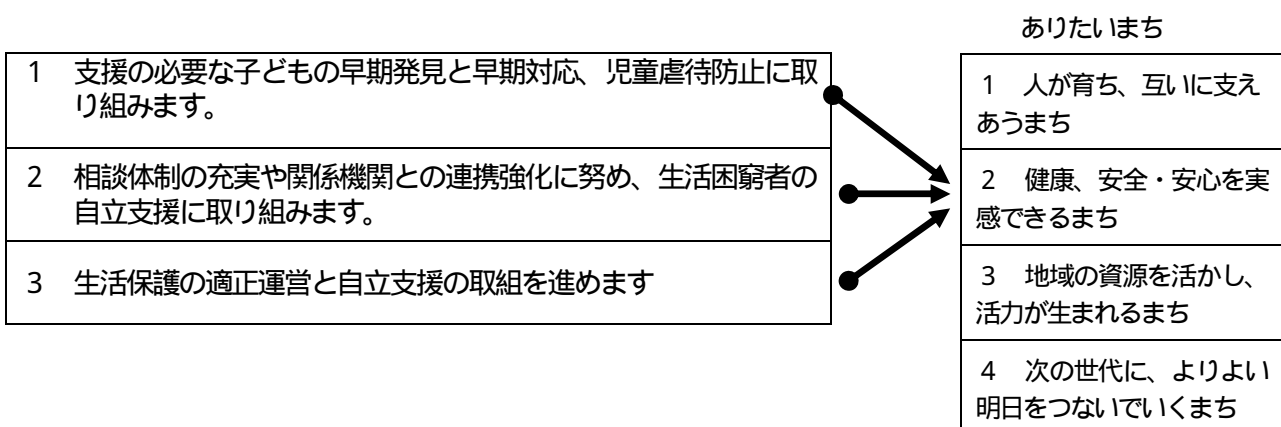
失業や不安定就労による経済的な困窮等の生活上の課題や、離婚等子どもの養育環境にも影響を与える家庭内の課題が増加しているなかで、生活に課題を抱える人又は世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちをめざします。

## 1. 施策を考える背景

- ・ 少子化や核家族化等による家族形態の多様化や、地域社会のつながりの希薄などにより、子育ての悩みや不安を持つ保護者が増えています。
- ・ 家庭不和や離婚等子どもの養育環境に影響を与える家族の問題や、配偶者からの暴力等家庭内におけるさまざまな課題が増加しており、特に、児童虐待等の要保護児童に関する相談件数が増えています。
- ・ 生活の中で起こりうるさまざまなことをきっかけとして、長期失業や社会的孤立、経済的な困窮状態を招くなど、生活上の課題が複合することで、より深刻化しています。
- ・ 平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう幅広く相談支援を行うほか、支援のためのネットワークづくりが求められています。
- ・ 最後のセーフティネットである生活保護制度がより適正に機能し、自立が促進されるような取組が求められています。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>児童虐待防止の啓発事業等に参加し、児童虐待についての知識を深めます。</p> <p>子どもの健やかな育ちや安全への取組に参加するなど、地域での見守りに努めます。</p> <p>児童虐待の予防と早期発見に努め、虐待が疑われる事例を発見した場合には、相談窓口に連絡します。</p> <p>生活に課題を抱える人の自立に向けて、自らが行政や専門機関とともに考えていくという視点を持ちます。</p> <p>事業者等は、生活困窮者等の自立に向けた支援が必要な人への就労体験等の取組に協力します。</p>		
行政	【展開方向1】支援を要する子どもの早期発見と早期対応	市民・事業者	
	<p>市民の理解と協力を得るため、地域の団体と連携しながら、児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知等に努めます。</p> <p>子どもに関するさまざまな問題に対して、家庭や関係機関からの相談に応じ効果的な援助を行うとともに、保護者の社会的理由による一時的な養育困難に対し、児童福祉施設での一時預かりを実施するなど子育て負担の軽減を図ります。</p> <p>要保護児童対策地域協議会において要保護児童への支援体制の強化を図ります。</p>		
	【展開方向2-1】幅広い支援に向けた連携	市民・事業者	
	<p>生活に課題を抱える人が、安心して相談できる体制づくりに取り組みます。</p> <p>生活に課題を抱える人を、外部機関も含めた関係機関と連携し、社会資源の開発も含めて総合的に支援します。</p>		
	【展開方向2-2】生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援	市民・事業者	
	<p>より多くの人が就労により自立した生活ができるよう、ハローワーク等の関係機関との連携を一層強化します。また、就労が難しい方に対しても社会とのつながりを取り戻せるよう、地域での居場所に結びつけるなどを支援します。</p> <p>就労を希望する人の状態に応じて、幅広い就労先を提案できるよう、求人事業者や就労訓練事業の受入れ事業者の開拓に取り組みます。</p>		
【展開方向3】生活保護の適正運営と自立支援	市民・事業者		
<p>法令等に基づく適正な支援・措置を行い、安心して信頼される取組を進めます。</p> <p>生活保護受給者の自立助長をめざし、再チャレンジに手を差し伸べる取組を進めます。</p> <p>生活保護の世代間連鎖が社会問題になりつつあるため、健全育成を支援する取組を進めます。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	要保護児童に関する個別ケース検討件数	要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議で協議した児童の延べ件数です。より多くの事例を蓄積・共有することで、問題への対応力の強化を図ります。	289件	332件
2	生活困窮者自立相談支援事業の就労・増収率	自立相談支援窓口の職業紹介事業等の就労支援により就労開始または増収に至った人の割合です。 生活に課題を抱える人の相談に幅広く対応する中で、関係機関との連携を強化し、課題に応じた支援を行います。多くの方が就労による自立を希望しているため、この施策の指標としています。	49.3%	70%
3	生活保護受給者就労支援事業における就労開始件数	生活保護受給者が就労支援事業によって就労を開始した件数をいし、この件数が増えることは、適切な支援を行うことで自立の助長につながったと見ることができると見られるため、この施策の指標としています。	245件	315件

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

地域福祉計画（H29～33年度）次世代育成支援対策推進計画（H28～31年度）第3次男女共同参画計画（H29～33年度）配偶者等からの暴力対策基本計画（H24～29年度）人権教育・啓発推進基本計画（H22～31年度）

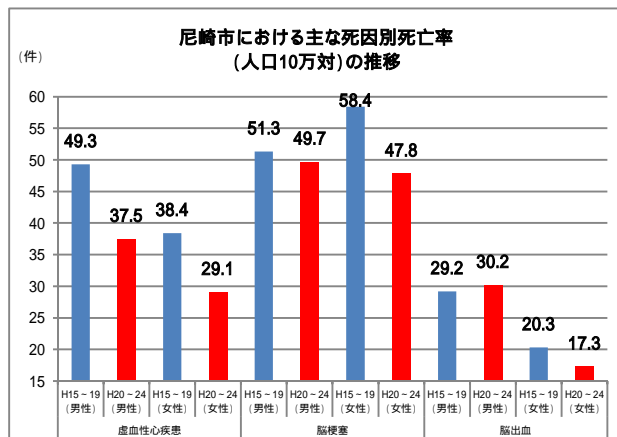
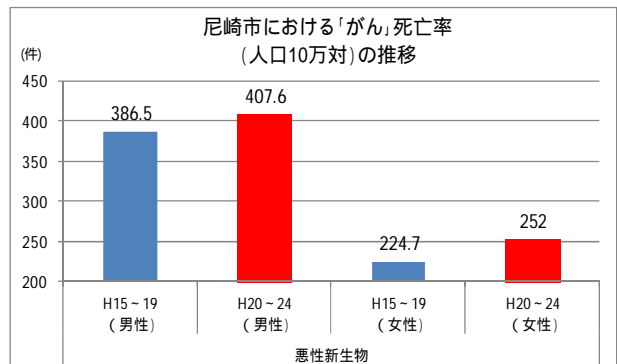
# いきいきと健康に安心して暮らせるまち

健康寿命の延伸をめざし、すべての市民がより良い生活習慣を選択できるように健康や医療について正しく学び、すべてのライフステージを通じて主体的に健康づくりに取り組むとともに、個人や家庭、地域、行政などが協働して、健康づくりを支援し、生活衛生面も含めて、市民が健康や安心を実感しながら、いきいきと暮らし、社会に参画し続けられるまちをめざします。

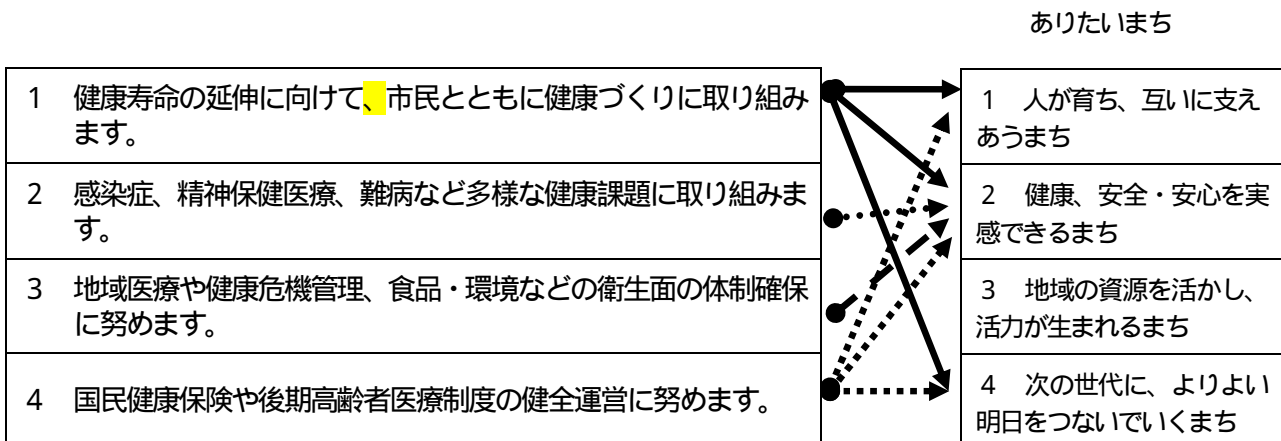
また、国民健康保険等の医療制度の継続的かつ安定的な運営とともに、必要に応じた適切な保険医療サービスを安心して受けることができるまちをめざします。

## 1. 施策を考える背景

- 本市の平均寿命は男女とも県下最下位であり、65歳未満の死因では、悪性新生物（がん）が約4割、心血管疾患死が2割と、生活習慣病関連疾患で約6割を占める状況にあり、早世を防ぐ対策が必要です。（平成22年国勢調査）
- 全年齢の死亡率では、生活習慣病予防に向けた特定健診の開始により、心筋梗塞や脳梗塞の死亡率は、開始前の5年間と比べて、男女とも減少していますが、男女の悪性新生物死亡率と男性の脳出血は増加しており、これらの予防対策の強化が必要です。
- 感染症の発生については、緊急時において迅速かつ的確な対応が図れるよう、平時から体制の整備並びに試験検査を含む疫学調査機能の充実及び強化が求められています。
- 心の病気の急増により、5大疾病の1つとして新たに精神疾患が加えられたことや、難病法の施行により指定難病の対象疾病が拡大するなど、多様な健康課題への取組が求められています。
- 大規模災害の発生を想定した、災害時における健康危機管理体制の整備が課題となっています。
- お互いの支えあいによって健康な生活を保障する国民健康保険等の医療保険制度は、なくてはならない社会保障のしくみであり、このしくみを将来にわたって継続的に運営していくために、市民や事業者、医療機関が互いに協力し、支えあっていく必要があり、医療保険制度の適切な維持・運営が課題となっています。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>がん検診受診や、生活習慣病等予防のため、健診や保健指導を活用するなど、自ら主体的に健康の維持、増進に努めます。 健康課題が多様化するなか、地域において心と体の健康学習の機会を持ってともに学ぶなど、地域で健康づくり活動を進めます。</p> <p>事業者や医療機関は、連携しあいながら、生活習慣病予防や健康づくりをサポートする環境づくりに取り組みます。 食と衛生への関心を深め、健康づくりの基礎として、安心・安全で、規則正しい食習慣・生活習慣を保ちます。 医療保険制度の適切かつ継続的な運営に向けて、市民、事業者、医療機関等は、制度理解と適正利用に努めます。</p>		
	【展開方向1-1】ヘルスアップ戦略の推進	市民・事業者	
行政	<p>より早期から望ましい生活習慣を選択する力の獲得や、生活習慣に起因、関連する疾病及び介護の予防については、組織横断的に施策を推進するとともに、必要に応じて、その施策の評価と再構築を行います。</p> <p>市民の健康実態の分析と情報の提供等に取り組みます。</p>		
	【展開方向1-2】団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進	市民・事業者	
	<p>地域で生涯にわたる健康づくりに向けた活動が広がるよう、そうした活動に携わる人材を育成します。</p> <p>健康寿命延伸にかかる産業と連携しながら、まちの健康環境づくりに努めます。</p>		
	【展開方向2-1】感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進	市民・事業者	
	<p>感染症に関する正しい知識の普及啓発や健康相談等を行うとともに、感染症の発生の予防及び蔓延の防止を図ります。</p>		
	【展開方向2-2】健康回復や療養のための支援	市民・事業者	
	<p>大気汚染による健康被害者の健康回復や、難病患者への療養支援、精神疾患にかかる支援を推進します。</p>		
	【展開方向3-1】地域医療体制・健康危機管理体制の確保	市民・事業者	
	<p>医療関係施設の監視、指導を行うとともに、休日夜間の急病に対応できる適切な医療体制の確保に努めます。</p> <p>災害時等の緊急時における対応体制の確保に努めます。</p>		
	【展開方向3-2】食品・環境などの衛生面の体制確保	市民・事業者	
<p>食品・環境衛生施設等の監視、指導及び検査体制、相談体制の強化により、生活衛生面の安全・安心を図ります。</p>			
【展開方向4】医療保険制度の適切な維持・健全運営	市民・事業者		
<p>国民健康保険にかかる被保険者資格の管理、保険料徴収対策の推進、制度周知・広報等の実施により、制度の適切な維持・運営に取り組みます。</p> <p>特定健診・生活習慣病予防健診の受診率や保健指導実施率の向上や、健康についての学習機会の提供などを通じ、被保険者の健康増進、結果としての医療費適正化に努めます。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	平均寿命の県下順位	各ライフステージを対象にした、ヘルスアップ戦略の取組をすすめる、市民の健康づくりと平均寿命の延伸をめざします。	最下位 (41位)	ランクUP
2	結核罹患率(人口10万人対)	本市における結核罹患率は全国平均14.4に対し23.8と依然高い状態にあることから、多様な取組を推進することにより、その低減を図ります。	23.8%	19.5%
3	食品衛生監視実施率	監視指導計画で、食中毒などの危害が生じた場合に影響の大きい施設等を対象とし、必要回数を設定して、監視を実施し、実施率を向上することで「食の安全・安心」をめざします。	84.7%	100%
4	特定健診・保健指導の受診率等	医療費の適正化に向け特定健診受診率の向上を図るとともに保健指導実施率の向上もめざすことで、生活習慣病予防の取組を推進します。	40.1% 44.3%	60.0% 60.0%

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

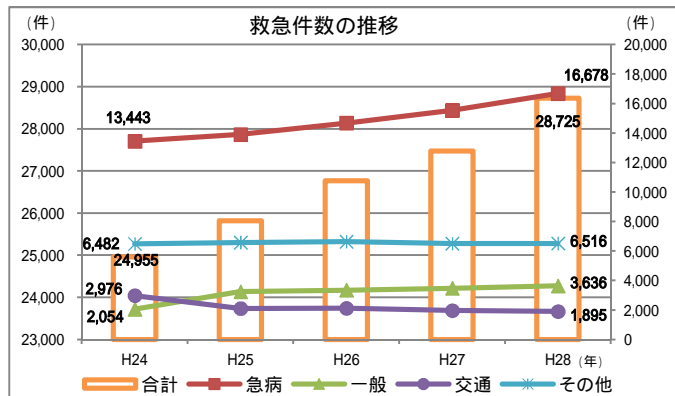
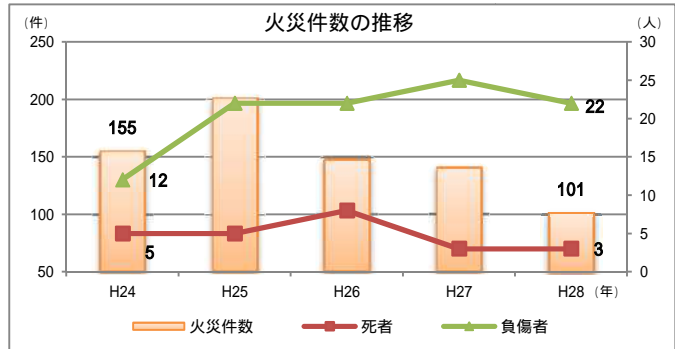
生活習慣病予防ガイドライン(H23~34年度) 地域いきいき健康プランあまがさき(H30~35年度) 食育推進計画(H27~32年度) 地域福祉計画(H29~33年度) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(H30~32年度) 障害者計画(H27~32年度) 障害福祉計画(H30~32年度) 国民健康保険特定健康診査等実施計画(H25~29年度) 国民健康保険保険事業実施計画(データヘルス計画)(H27~29年度)

# 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち

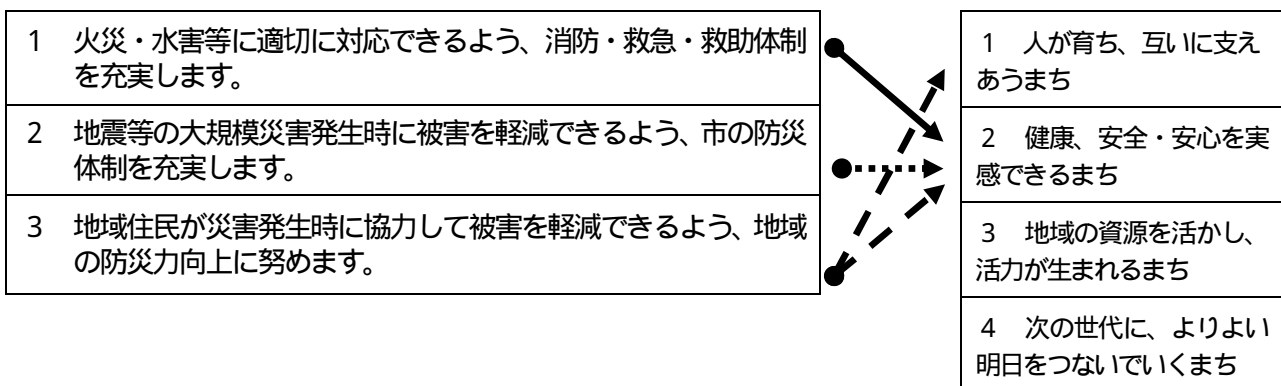
阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を強化するとともに、行政と市民等が強く連携し、日常の災害や大規模災害に迅速かつ的確に対応できる地域防災力を身に付けたまちをめざします。

## 1. 施策を考える背景

- 今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるため、国、県、災害時応援協定団体等のさまざまな関係機関と連携を密にした市の防災体制の強化を図ることが課題です。
- 高齢者の増加に伴う救急需要の増大や、高齢者や障害者の方など、災害時に配慮を要する方への適切な対応が求められています。
- 住宅密集地域等での人命の防護や焼損面積の抑制など、火災予防により被害の軽減を図ることが課題です。
- 行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせ合わせた取り組みを推進するため、**市民・事業者**など多様な主体が相互に連携、協働し、平時から防災・減災の意識の向上を図るとともに、地域において自主的な防災活動が行える体制を強化することが課題です。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>家庭や職場等での地震等への備えとして、家具転倒防止対策、食料等の備蓄、非常用持出袋の準備等を行います。</p> <p>救急車を呼ぶ前に、病気やけが等を予防するとともに、急病人、けが人への対応、救急救命の知識と基礎技能を習得するため、救命講習等に参加します。</p> <p>発災時等の早期対応のため、防火管理体制の強化や住宅用火災警報器・消火器の設置などを行います。</p> <p>地域の防災力向上のため、地域の防災訓練を始めマンション、職場等での訓練に積極的に参加します。</p> <p>事業者等は、災害時に速やかに避難できるよう定期的な防災訓練を行い、発災時には地域の災害対応に協力します。</p>		
行政	【展開方向1 - 1】消防・救急・救助体制の充実	市民・事業者	
	<p>救急救命士の更なる養成、医療機関との連携強化及びAED(自動体外式除細動器)の取扱いを含む心肺蘇生法等応急手当の普及啓発等を実施します。</p> <p>災害現場における指揮体制の充実、救助救出訓練の実施並びに消防団員の入団促進及び教育・訓練等を実施します。</p>		
	【展開方向1 - 2】消防施設等の整備・充実	市民・事業者	
	<p>消防署所、消防団器具庫及び防災施設等の計画的な改修・整備、消防水利の確保、情報システムの整備等に取り組みます。</p>		
	【展開方向2】防災対策の充実	市民・事業者	
	<p>防災情報伝達手段の整備、防災啓発等、市民の円滑な避難行動を支援する各種取組を推進するとともに、防災総合訓練の実施等とおして、関係機関と連携した対応力や受援力の向上等の防災体制強化に取り組みます。</p>		
	【展開方向3 - 1】市民・事業者における火災予防等	市民・事業者	
	<p>自らの生命を守る知識と技術を習得してもらうため、市民へ予防救急を推進するとともに、事業所を含め防火指導、救命講習等を実施します。</p>		
【展開方向3 - 2】地域における防災体制の充実支援	市民・事業者		
<p>関係機関と連携した自主防災組織の活動支援、要配慮者(災害時要援護者)の登録及び支援者の確保、男女共同参画などの多様な視点を反映させた避難所運営の検討、福祉避難所の設置等に取り組みます。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	人口10万人当たりの火災死者数	<p>人口10万人当たりの火災による年間の死者数を指標としています。(焼死者数÷総人口×10万人)</p> <p>【参考】 H27年全国平均値/1.22人</p>	0.65人 (平成27年)	全国平均値以下
2	尼崎市の消防・防災体制に対して、安心感を持っている市民の割合	<p>市民意識調査において、市の消防・防災体制が、「安心」「どちらかといえば安心」と回答した市民の割合です。</p>	73.6% (平成27年)	90.0%
3	地域において自主的に防災活動を実施した自主防災会の数	<p>自主的に自ら主催して防災活動(防災訓練、地域の防災マップづくり、防災研修会等)を実施した自主防災会の数です。すべての自主防災会での実施をめざします。</p>	41会 (平成27年)	75会

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

地域防災計画(S36年度以降毎年修正) 水防計画(S26年度以降毎年修正)

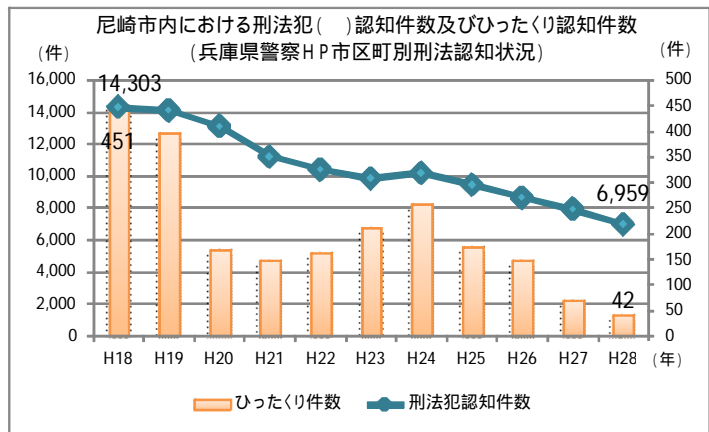


# 生活に身近な安全・安心を実感できるまち

市民が日常生活の中で安全や安心を実感しながら暮らしていけるよう、地域での防犯や交通安全活動、消費者被害の未然防止など、市民と行政が協働して安全・安心なまちづくりを進めていきます。

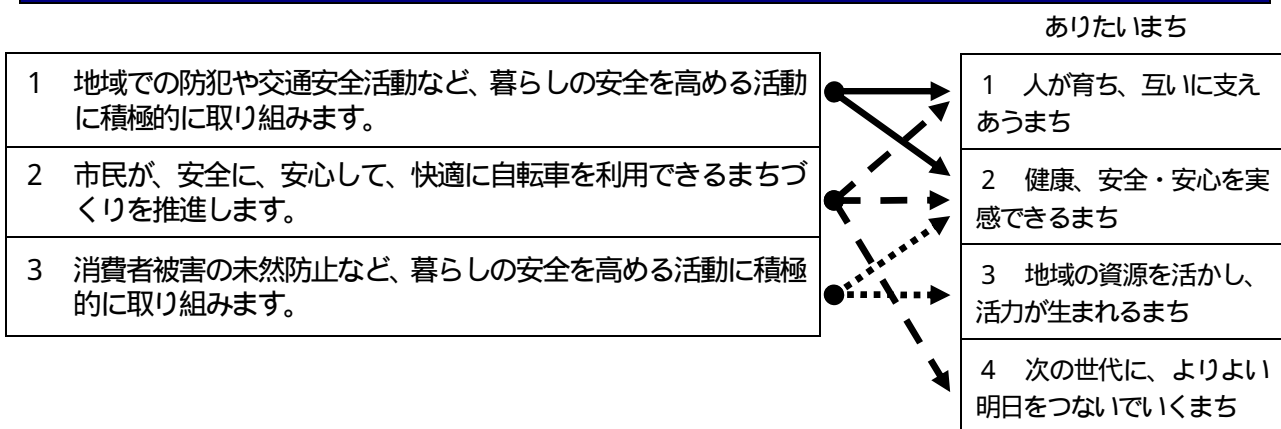
## 1. 施策を考える背景

- 市民が、誇りと愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが身近な暮らしの中で安全・安心を実感できることが必要です。
- 防犯については、平成25年の「ひったくり撲滅宣言」をはじめ、可動式防犯カメラの設置・運用などにより、ひったくり認知件数は平成24年と比較し平成28年は5分の1以下にまで減少しましたが、地域での防犯や交通安全といった身近な生活における安全をさらに高めていくためには、引き続き、地域・警察等の関係機関と連携した取組に加えて、市民一人ひとりが意識を持ち、犯罪への備えや交通ルールを守るとともに、地域ぐるみの活動を充実させ、犯罪や事故が起きにくいまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
- 本市の自転車利用に適した都市としての特性を、まちの強みと位置づけ、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に活用したまちづくりを推進し、本市における自転車の位置づけを都市課題から都市魅力へと転換します。
- また、近年、悪質商法やインターネットを介した詐欺的な架空請求、多重債務、食品の偽装表示問題等のトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっています。商品やサービス、取引形態が多様化し、消費者被害が複雑化しているなかにあっては、消費者被害の未然防止や被害者の救済といった行政による消費者を守っていく取組だけではなく、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となり、消費者被害に遭わないよう備えることが必要です。



刑法犯とは、刑法の各本条に定める罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）などのことです。

## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>日常生活の中で防犯について意識し、ウォーキングを兼ねた見回り活動など安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。</p> <p>自転車のまちづくりを推進するため、自転車に関連する交通事故や犯罪の防止、適正な駐輪など、安全、安心、快適利用に努めます。</p> <p>自転車をはじめとする交通ルールやマナーを遵守するとともに、学校、地域ぐるみの啓発・学習活動に取り組みます。</p> <p>消費者被害に遭わないよう商品や商取引等への関心と知識を持ち、身近な消費生活弱者の見守りに協力します。</p> <p>悪質な訪問販売や振り込み詐欺、架空請求等の特殊詐欺による被害を防ぐため、地域や各種団体で高齢者等に対する情報の共有や見守りを行います。</p>		
行政	【展開方向1 - 1】防犯力の高い地域コミュニティづくり	市民・事業者	
	警察等の関係機関と連携しながら、防犯に関する情報発信や意識啓発、地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域の防犯力を高める取組を進めます。		
	【展開方向1 - 2】交通安全対策の推進	市民・事業者	
	家庭や学校、地域等と連携し、子どもや高齢者をはじめとした市民を対象として交通安全教育に取り組むほか、警察等の関係機関との連携を図りながら市域における交通安全対策を推進します。		
	【展開方向2】自転車総合政策の推進	市民・事業者	
	自転車の事故や放置等の課題解決を引き続き推進するとともに、自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、環境や健康面等における自転車のもつメリットを最大限に活かすといった観点から自転車総合政策を推進します。		
【展開方向3】安心できる消費生活を実現する環境づくり	市民・事業者		
市民が賢い消費者となり、安心して日々の消費生活が送れるよう、消費生活センター等を中心として消費活動に関する情報発信や意識啓発、消費生活トラブルにおける相談やあっせん等に取り組みます。 計量検査等の適正な商取引等を支える取組を適切に行います。			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	交通安全、防犯等の面で安心感を持っている市民の割合	市民意識調査において、「交通安全、防犯等の面で日常生活を安心して過ごすことができている」と回答した市民の割合です。	58.8%	90.0%
2	安全・安心・快適に自転車を利用できていると感じている市民の割合	市民意識調査において、「安全・安心・快適に自転車を利用できている」と回答した市民の割合です。	40.7%	90.0%
3	消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	市民意識調査において、「消費生活等の面で日常生活を安心して過ごすことができている」と回答した市民の割合です。	82.7%	90.0%

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

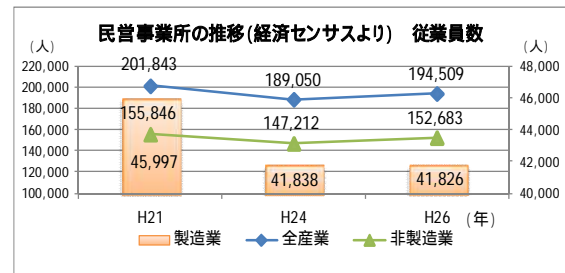
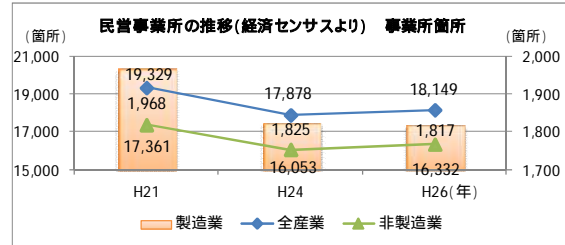
第10次尼崎市交通安全計画（H28年度～H32年度）

## 経済の活性化により、いきいきと働き生活できるにぎわいのあるまち

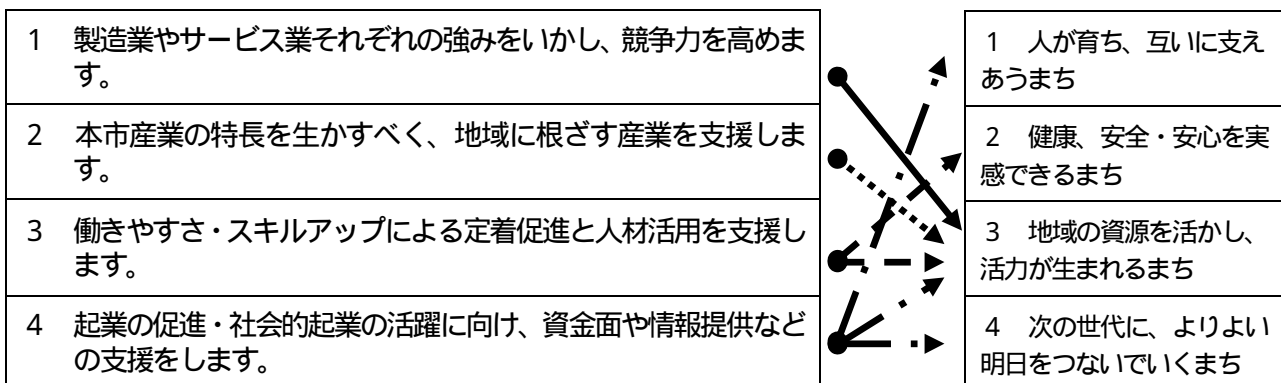
本市の地域経済を今後も持続的に発展させていくために、さまざまな産業が活性化し、新たな産業が生まれ、雇用が発生し、消費を通じて更なる生産やサービスの提供につながるといった好循環を、事業者、産業関係団体、市民、行政等が常に意識しながら、互いに協力して産業の振興等に取り組みます。

### 1. 施策を考える背景

- 社会全体が成熟し、少子高齢社会や人口減少に向かうとともに、経済活動そのものも大きく変化していく中、産業の振興をはじめ、産業の新陳代謝につながる起業の促進、事業者にとって重要な経営資源であり、かつ市民生活を安定させる雇用就労の維持創出について同時に取り組む必要があると考えられることから、「産業の振興」、「起業の促進」、「雇用就労の維持創出」の3つの基本理念を定めた「尼崎市産業振興基本条例」を制定しました。
- 産業構造の変化により、製造業の従業者数がかつての6割から2割強まで減少し、雇用の受け皿としてサービス産業の役割がクローズアップされてきました。一方、労働生産性や給与水準などは製造業が優位であることから、それぞれの良さを活かす支援を行う必要があります。
- 人口の社会減対策の一環として、企業が継続して事業を続けることができる環境づくりを行う必要があります。  
そのため、業種・規模にかかわらず、オンリーワン技術・サービスを提供するなど、尼崎の魅力・ブランド力を地域内外に発信している企業や、積極的に地元でも雇用及び取引拡大、税込増等の波及効果を生み出すような、地域内の経済を支えている企業に対する支援を行っていくことが重要です。
- 起業には、新たに事業を起こすことによる雇用創出への寄与、ニーズの変化への柔軟な対応による新たなマーケット展開など、産業の新陳代謝を進め、地域経済の活力を高めることが期待されています。その中でも社会的企業の活躍は、高齢化への対応や環境問題等さまざまな社会課題の解決への寄与が期待できます。
- 本市の有効求人倍率は全国並みに高く推移しており、多くの事業所が人材不足の状態であるとともに、労働力人口の減少を踏まえ、女性・高齢者の活躍推進が課題となっていることから、企業が求める人材の確保とともに、働く人が働くことを通じてその意欲と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することが重要となっています。



### 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>事業者等は、自然環境・近隣環境に配慮しつつ、事業分野や規模を活かした、持続可能な事業活動を行います。</p> <p>日常の買物や外食が産業と関係していることを知るなど、産業振興や地域経済活性化について当事者意識を持ちます。</p> <p>事業者等は、地域社会を構成する一員として、地域経済や地域づくりに関心を持ち、事業活動や地域活動に取り組みます。</p> <p>事業者等は、施設・設備投資や低未利用地等の所有資産活用等を行うことで、市内での雇用機会の拡大に努めます。</p> <p>事業者等は、健康で働きやすい職場環境づくり、従業員への自己啓発とキャリアアップ等への支援に取り組みます。</p>		
行政	【展開方向1】産学公融等によるイノベーション促進支援	市民・事業者	
	<p>労働生産性が高く本市の強みである製造業のチャレンジやイノベーション、エコを切り口とした取組などを後押しする支援を実施します。また製造業より労働生産性が低いサービス業については、従来製造業が果たしてきた雇用の受け皿としての役割を果たしていることから、サービス業を対象とした支援にも取り組みます。</p>		
	【展開方向2-1】地域に根ざす産業集積支援	市民・事業者	
	<p>地域に根ざす企業を増やしていくために、事業所の取引拡大や販路開拓、市内への新規立地や増設・建替等の支援、地域に根ざした商業に対する支援、市内小売業者による食料品流通等を支える尼崎市公設地方卸売市場の健全な運営などにより、市内事業者の事業活動を後押しします。また、<b>国においても都市農業の在り方が示されている中</b>、都市農業の多様な機能を踏まえた支援を実施します。</p>		
	【展開方向2-2】企業の魅力発信支援	市民・事業者	
	<p>CSR（企業の社会的責任）への取組、新しいことへのチャレンジなど、市内事業所の持つ強み、魅力を体感し発信する機会を積極的に設けていきます。</p>		
	【展開方向3】働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用の支援	市民・事業者	
<p>企業の求める人材確保、人材育成及び定着促進に対する支援を行うとともに、労働力人口の減少を踏まえ、女性・高齢者等の人材の活躍を応援します。</p>			
【展開方向4】起業促進支援	市民・事業者		
<p>地域経済の活性化につなげるため、あらゆるひとがチャレンジし活躍できる環境を整備し、社会的課題解決型のビジネスを含めた創業支援を産業関係団体と連携して実施します。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1・2	市内事業所の利益計・上法人の割合（尼崎市税務統計）	製造業やサービス業を含めた市内事業所の利益計上法人数を市内事業所の法人数で除した値。利益計上法人の増加を促進し、地域経済の活力の向上を図る。	41.4%	43%
3	求人を充足した市内事業所数（延べ件数）	「地域雇用・就労支援事業」「雇用創造支援事業」「キャリアアップ支援事業」等により人材が確保できた市内事業所数。市内事業所の成長を支える労働力の確保を図る。	48 箇所	75 箇所
4	事業所新設率の全国との比較（経済センサス）	事業所新設率の尼崎市と全国との差。尼崎において社会的企業の活動や起業を促進し、地域経済の好循環を図る。	0.6(H26) % （尼崎市 7.1 全国 6.5）	0.6%

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

尼崎市創業支援事業計画（平成26～30年度）フェニックス（東海岸町沖地区）早期土地利用基本計画（昭和60年度～）

# 人をひきつける魅力があふれるまち

若い人の夢とチャレンジを応援することや、地域資源を活用した取組を進めることで、市民のまちへの愛着と誇りを高めていくとともに、まちの魅力を増進し、戦略的・効果的に発信していきます。また、そうした取組を通じて交流人口、活動人口、定住人口の増を図っていく中で、本市がめざす姿を実現していきます。

## 1. 施策を考える背景

- ・まちの魅力そのものを高めていく取組に加えて、今後はより、市外向けのシティプロモーションが求められています。尼崎城を核として、寺町・城内の魅力づくりを行うとともに、増加する訪日外国人を含め、市外からも人が訪れる場を創造する観光地域づくりに取り組む必要があります。そのためには、多様な関係者との連携を深めながら、行政だけにとどまらない仕組みや体制を構築していく必要があります。
- ・近年、「工場夜景」や人気アニメのファンによる「地名めぐり」など、尼崎の新たな魅力を地域資源として活用する取組が進んでいます。こうした取組は、市民自らが地域に愛着と誇りを持つことにつながります。
- ・本市の文化施策の指針である「尼崎市文化ビジョン」に基づき、「若い人の夢とチャレンジを応援する」「育まれてきた歴史・伝統・文化を継承・発展させる」「市民の芸術体験を支える」の3つを柱とした取組を進めていく必要があります。
- ・3つの柱での取組を通じて、本市がめざす姿である「文化の担い手が活躍しているまち」「文化資本が次世代に継承されているまち」「市民の地域への愛着が高まっているまち」を実現していくことが重要です。
- ・本市の地域資源である「お笑い」「落語」を活用し、若者向けのコンテストを開催しているほか、若手芸術家への創造・発表の場の提供や、子どもが鑑賞・創作する機会の充実などに取り組んでおり、これらを通じて、将来を担う若い人の夢を後押しし、尼崎が夢とチャレンジを応援するまちであるというメッセージを発信していくことが重要です。
- ・こうした本市の魅力を多様な情報発信媒体（SNS等）を活用し、市民とともに戦略的・効果的に発信していく必要があります。



アウトリーチ事業



落研選手権



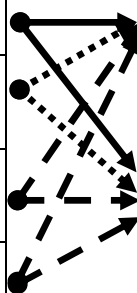
工場夜景



ワークショップ

## 2. 施策の展開方向

1	良好な都市イメージを創造し、積極的にまちの魅力を発信します。
2	地域の資源や魅力を活用し、愛着と誇りを持つ市民を増やします。
3	本市の魅力を実感する機会を増やすため、市内外の人の交流を促進します。
4	地域資源の活用や文化芸術活動の担い手の育成など、まちの魅力と活力を高めます。



ありたいまち

1	人が育ち、互いに支えあうまち
2	健康、安全・安心を実感できるまち
3	地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>さまざまな芸術体験と芸術活動を通じて文化の大切さを理解し、文化の力を活かしたまちづくりを意識します。地域の催し等に参加し、身近なまちの魅力を再認識・発見し、自らがプロモーション役として、市内外に発信します。まちの魅力アップや学び・楽しみ・交流するさまざまな活動や新しいことにチャレンジする人を応援します。尼崎城を核にした寺町・城内地区の魅力づくりにおいて、新たな魅力の活用や訪日外国人との交流等に努めます。事業者等は、尼崎の魅力が感じられる商品の開発やサービス等を提供し、積極的に情報発信に努めます。</p>		
行政	<b>【展開方向1】 戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上</b>	市民・事業者	
	まちの魅力を戦略的かつ効果的に発信していくことで、良好な都市イメージの創造につなげていきます。		
	<b>【展開方向2】 尼崎への愛着と誇りの醸成</b>	市民・事業者	
	本市の魅力を高め、戦略的に発信していくことで、市民の尼崎への愛着と誇りの醸成を図ります。		
	<b>【展開方向3 - 1】 地域資源を活用した市内外の交流促進</b>	市民・事業者	
	市外からの来訪者が尼崎の地域資源に直接触れ、魅力を実感する機会を増やすために「来訪者の動き」を意識して、地域の資源をつなげていきます。姉妹都市・友好都市をはじめとする諸外国との交流に引き続き取り組みます。		
	<b>【展開方向3 - 2】 地域一体となって取り組む観光地域づくり</b>	市民・事業者	
	さらなる地域の愛着や誇りの醸成、市内外の人との交流促進に向けて、多様な関係者との連携を深めながら、行政だけでなく多様な仕組みや体制を構築していきます。データに基づいた戦略的な情報発信、体験型企画の開発などに取り組みます。		
<b>【展開方向4 - 1】 地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携の促進</b>	市民・事業者		
若い人の夢を後押しし、飛躍のきっかけとなる機会の提供に取り組みます。市民が芸術に触れる場づくり、芸術活動の場づくり、子どもの鑑賞・創作機会の充実に取り組みます。近松等の地域文化を保存・活用し、その魅力を若い世代等に伝えるとともに、市民や事業者の連携を促進します。			
<b>【展開方向4 - 2】 地域の資源を活かした新たな魅力づくり</b>	市民・事業者		
尼崎ならではの資源や特性を見つけ、組み合わせや加工、見せ方等を工夫して価値を高めます			

現在記載している各指標の数値は参考数値です

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合	市民意識調査において、「尼崎市の都市イメージがよくなった」と回答した市民の割合です。戦略的にまちの魅力を発信することにより、都市イメージの向上をめざします。	40.3%	50.0%
2	「尼崎が好き」と回答した市民の割合	市民意識調査において、「尼崎のまちのことがとても好き」「まあ好き」と回答した市民の割合です。市民のまちへの愛着を醸成する取組により、「尼崎が好き」な市民を増やします。	70.3%	80.0%
3	市内の観光客入込客数	市内のイベントや観光拠点への訪問者、ホテルの利用者等の数を示す指標です。地域で一体となった取組により、市内外の人との交流を促進します。	2,311,583人	2,670,000人
4	尼崎市総合文化センターおよび本市が実施した文化芸術事業への参加者数	本市の文化振興の中核である総合文化センターおよび本市が実施する文化芸術事業への参加者数を増やしていくことで、まちの文化の担い手を育成します。	308,556人 (平成27年度)	333,250人 (平成31年度)

#### 分野別計画

尼崎版シティプロモーション推進指針（H25年度～）、文化ビジョン（H29年度～）（仮称）観光地域づくり推進に係る指針（H29年度～）

## 歴史遺産を守り活かすまち

市民共有の貴重な財産である文化財や歴史資料を調査・保存し、次世代に継承するとともに、これを地域資源として活用し、本市の魅力を広く発信していくことにより、市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多くの史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるまちをめざします。

### 1. 施策を考える背景

- ・ 中世には西国と都を結ぶ港町、江戸時代には阪神間唯一の城下町、近代以降は産業都市として発展してきた本市には、2000年以上にわたる豊かな歴史と文化がはぐくまれ、その歩みを今に伝える史跡・文化財を始め、各時代のさまざまな歴史資料、産業遺産等が残されています。こうした地域の歴史と文化を紹介し、広く市内外に情報発信することで、まちの魅力として伝えていくことが必要です。
- ・ 文化財や歴史資料等を次世代に継承するとともに、地域資源としてまちづくりに活用し、市民の地域に対する誇りや愛着を醸成していくためには、市民が地域の歴史や文化について学習できる環境を整え、子どもの頃からそれに触れる機会を提供するなど、地域全体で文化財や歴史資料等の保全と活用に取り組むことが必要です。
- ・ 分散されている歴史・考古・民俗・美術等に関する資料を一括して保存し、資料収集・保管、展示・閲覧公開、教育普及、市民活動支援、調査研究の諸機能を集約することで、歴史文化の拠点としての歴史館機能の整備が必要です。
- ・ 築城400年となる平成30年に尼崎城が再建されることになり、子どもからお年寄りまで歴史を学べ、楽しめる場所となるよう取り組むことが必要です。



『田能遺跡』【国指定史跡】

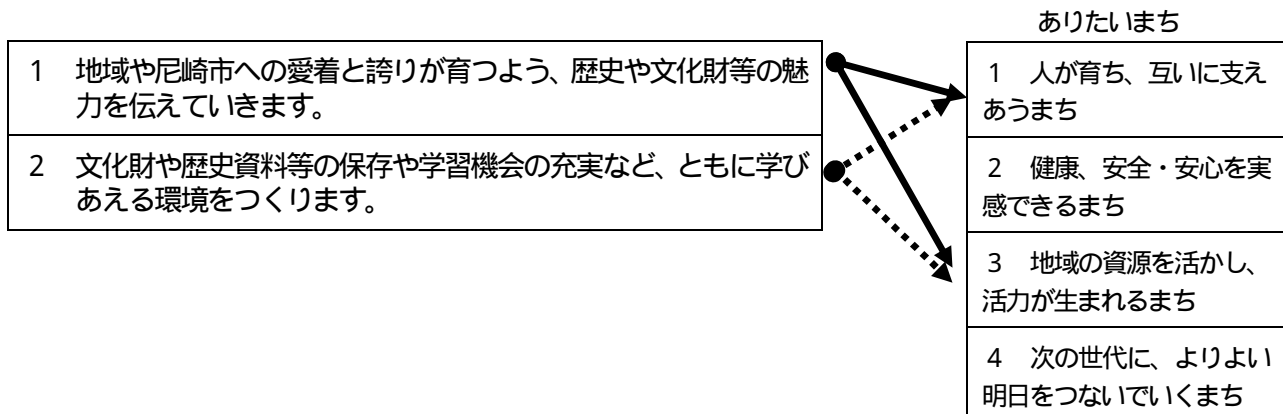
近畿地方を代表する弥生時代の集落跡



『尼崎城下風景図』【尼崎市指定文化財】

江戸時代の尼崎の町の様子が詳細に描かれた絵図

### 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	地域の歴史や文化財に関する催しに積極的に参加し、身近なまちの魅力の再認識・発見に努めます。 地域の歴史や文化財等に関心を持ち、身近な地域の魅力について、積極的に情報発信していきます。 未来の担い手である子どもにまちに愛着を持ってもらうため、地域の豊かな歴史などを伝えていきます。 地域の歴史や文化財などに関する調査に協力し、文化財等を広く発信していきます。 地域資源として史跡・文化財を守るとともに、観光資源としても活用し、まちの魅力アップや活性化を意識します。		
	<b>【展開方向1】住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りをはぐくむ</b>	市民・事業者	
行政	地域の豊かな歴史を紹介し、歴史や文化財等に関する情報発信に努めます。 学校等とも連携し、子どもたちに地域の歴史や文化に触れる学習機会（体験学習会の開催等）の提供に取り組みます。 市民が地域の歴史や文化財に触れ、学ぶ機会（見学会・歴史講座の開催等）の提供に取り組みます。		
	<b>【展開方向2-1】歴史遺産等の保存と活用</b>	市民・事業者	
	史跡・文化財の保全と調査研究に努め、その活用に取り組みます。 歴史資料等の収集・保存と調査研究に努め、その成果の公開・活用に取り組みます。 歴史に関するボランティアの養成、市民グループ等との連携による歴史遺産等の保存と活用に取り組みます。		
	<b>【展開方向2-2】地域の歴史に関する学習環境の整備</b>	市民・事業者	
	市民が地域の歴史を調べ、学ぶことのできる拠点施設を整備し、施設周辺の観光資源とも連携してまちの魅力の発信に取り組みます。		

現在記載している各指標の数値は参考数値です

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	尼崎の歴史に関心を持っている市民の割合	・地域の歴史や文化財等に関する情報発信に努め、まちの歴史に関心を持つ市民の割合を高めることで、地域への愛着と誇りをはぐくむことをめざします。	56.0% (平成27年度)	77.0% (平成31年度)
2	歴史や文化財等に関するボランティア活動参加延べ人数	・歴史や文化財等に関するボランティア活動の参加者を増やすことで、市民とともに歴史や文化財の保存と活用を図り、ともに学びあえる環境をつくることをめざします。	3,747人 (平成27年度)	4,792人 (平成31年度)

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

城内地区まちづくり基本指針（H20年度～） 都市再生整備計画（城内地区・H28～32年度）

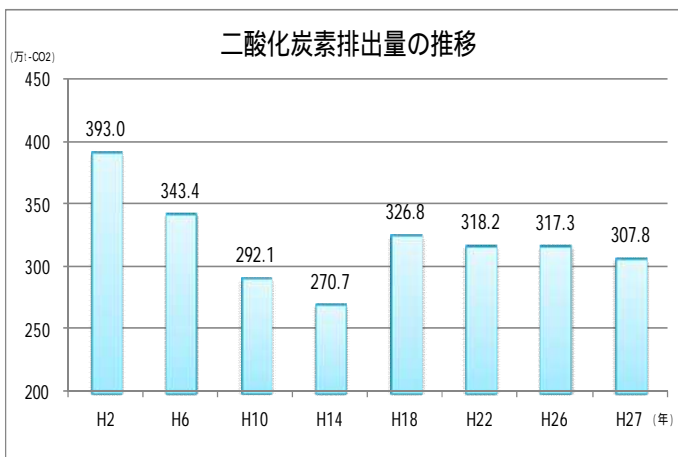


# 環境と共生する持続可能なまち

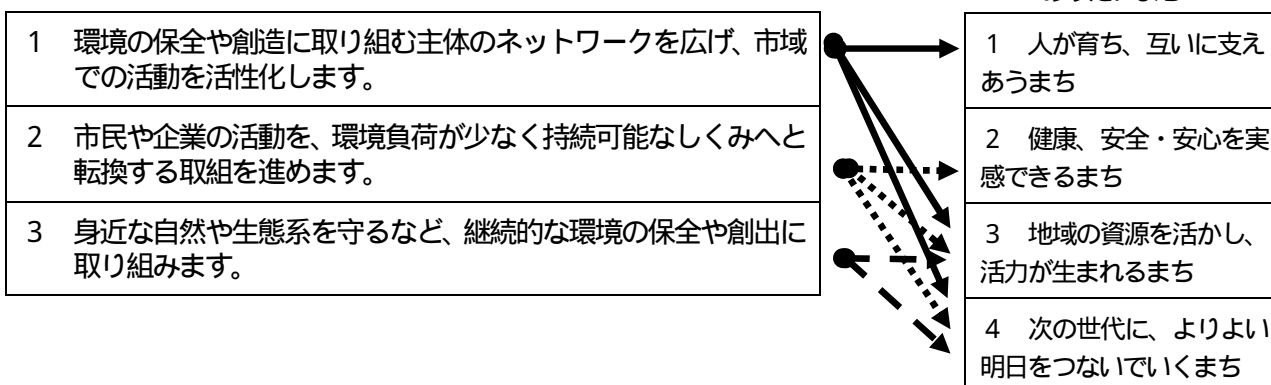
市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全・創出等に取り組み、良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「環境と共生する持続可能なまち」をめざします。

## 1. 施策を考える背景

- 本市の環境は、これまでの活発な市民活動、事業者や行政の取組により、大きく改善されてきました。現在においても、例えば、猪名川自然林の保全活動やヒメボタルの保護に取り組む市民並びに環境に配慮した事業活動を営む企業等により、さまざまな環境活動が行われています。
- こうした取組やその成果を情報発信していくとともに、より活性化させていくため、人材の育成や、さまざまな活動のネットワークを広げていくことが課題です。
- 公害の歴史等に学びつつ、生活環境の保全はもとより、環境モデル都市として推進している温室効果ガスの削減や、循環型社会への転換など、環境への負荷低減に向けて、事業活動や家庭での日常生活等といったさまざまな側面からの取組を自発的に進めることが課題です。
- 身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響をみんなが認識し、生物多様性の保全・創出を図っていくことが必要です。特に、早くから都市化が進んだ本市においては、これまでの保全活動により、守られてきた貴重な自然林や、新たに創造される臨海部の緑地等の良好な環境を次の世代へ継承していくことが課題です。



## 2. 施策の展開方向



### 3.各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	温暖化の防止や循環型社会について学ぶとともに、環境に配慮した物品の購入など、環境に配慮した生活を心がけます。省資源・省エネルギーや自然エネルギーの利用、壁面緑化や屋上緑化等、低炭素型まちづくりに向けた取組を進めます。ごみの発生や排出の抑制に努めるとともに、再資源化やエネルギーの有効活用のために、分別の徹底に取り組みます。大気環境の保全や水環境の保全等、安全で快適な生活環境の保全に取り組みます。身近な自然や生き物を大切にすることを意識し、自然観察や環境保全活動の参加等、生物多様性の保全に取り組みます。		
行政	【展開方向1】環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成	市民・事業者	
	普及啓発活動の推進、環境関連情報の集約と発信、環境保全に取り組むコミュニティの醸成等に取り組みます。		
	【展開方向2-1】地球温暖化問題への対応	市民・事業者	
	自然エネルギーの公共施設への率先導入や家庭及び事業所での利用促進、環境マネジメントシステムの活用、環境に配慮した事業活動の支援、環境産業の支援等を進めます。		
	【展開方向2-2】循環型社会の形成	市民・事業者	
	効率的かつ持続可能な一般廃棄物の処理システムの構築、未活用の資源やエネルギーの活用方策の検討等を進めます。		
	【展開方向2-3】生活環境の保全	市民・事業者	
	市内の環境監視や事業者への指導及び規制を適正に行います。		
行政	【展開方向3】自然環境・生物多様性の保全創出	市民・事業者	
	自然観察や体験学習等の環境保全活動の推進や支援等に取り組みます。		

### 4.進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1・3	身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	市民意識調査において、「生物多様性の保全を意識した取組を行っている」と回答した市民の割合です。一人ひとりの意識の向上を図ることで、良好な環境を次の世代へ継承していくことをめざします。	64.5%	68.9%
2	市内における二酸化炭素の年間排出量	再生可能エネルギー（太陽光発電等）の導入、省エネルギー、公共交通機関の積極利用やプラスチックごみの削減といった誰もが実施できる取組を重ねることによって、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が継続的に削減されるよう取り組んでいきます。	3,078千t	3,340千t

指標2の目標数値は、第2次地球温暖化対策地域街並計画に定める平成32年度の目標数値です（平成2年（3,956千t）比15%以上削減）

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

環境基本計画（H26～35年度）、第2次地球温暖化対策地域街並計画（H23～32年度）、第2次環境率先実行計画（H23～32年度）、一般廃棄物処理基本計画（H23～32年度）、分別収集計画（H29～33年度）、緑の基本計画（H26～35年度）、尼崎21世紀の森構想（H14年度～）、環境モデル都市アクションプラン（H26～30年度）

# 安全・安心、快適でくらしやすいまち

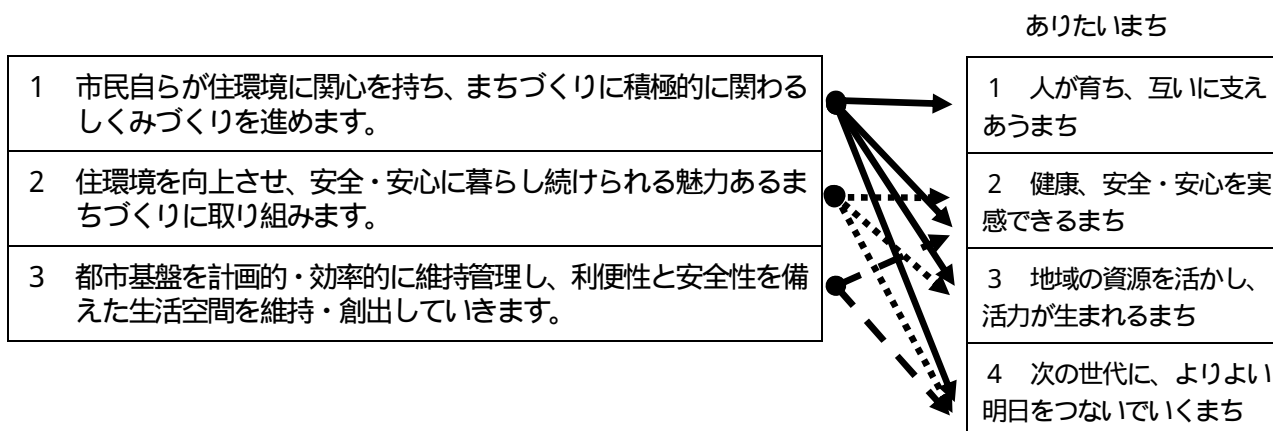
市民が安全・安心を感じながら、快適で暮らしやすさを実感できるまちを実現するため、都市基盤の計画的・効率的な維持管理に取り組むとともに、市民自らが身近な住環境に関心を持ち、防災への配慮や住まいの質、都市景観の向上に取り組むことができる仕組みをつくることにより、シビックプライドが向上する魅力あるまちづくりを進めていきます。

## 1. 施策を考える背景

- 魅力ある住環境や美しいまちなみを保全・形成し、まちの魅力を高めていくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていける仕組みをつくっていくことが必要です。
- 居住水準や利便性、バリアフリー性能の向上など、安全・安心で快適に暮らし続けることができるよう住環境の向上に向けた取り組みが必要です。
- 近年、空き家が増加する傾向にあることから、老朽危険空き家への対応や空き家の利活用が課題となっています。
- 市営住宅等の老朽化への対応、耐震化、予防保全の観点に立った維持管理が課題となっています。
- 災害時における緊急輸送予定道路や避難路の整備及び自転車・歩行者空間など、道路交通の安全確保や快適化に向けた取り組みが必要です。
- 台風やゲリラ豪雨等自然災害における浸水を防ぐために、河川、水路及び下水道施設等を適正に管理するとともに、機能向上に向けた取り組みが必要です。
- 快適な市民生活とまちの活力を支えるため、公共交通の維持・向上を図り、誰もが移動しやすい交通環境の確保が必要です。
- 道路、橋りょう、河川、公園緑地、上下水道等を計画的・効率的に整備・改修・更新することで、予防保全による長寿命化や維持管理経費の低減等を行うなど、持続可能なまちづくりに向けた取り組みが必要です。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>都市景観に関心を持つとともに、景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めます。</p> <p>地区計画やまちづくりのルール等を自ら定め共有することで、良好な住環境を保全・形成し、災害に強いまちづくりに努めます。</p> <p>道路や側溝の簡易な清掃や緑化等の身近な住環境の維持向上のため、地域で協力し、更に取り組を進めていきます。</p> <p>さまざまな年代・立場の人に適した住環境の形成を図るため、事業者等は、良質な住宅の供給や住まいに関する情報の共有に努めます。</p> <p>まちに関する各種制度の活用や条例・規則を知り遵守することにより、住環境の質の向上を図ります。</p>		
	【展開方向1-1】市民主体のルールづくりや規制・誘導による、良好な住環境や安全空間の創出と継承	市民・事業者	
行政	<p>地域住民が自ら定めたまちづくりのルールに基づき、良好な住環境の保全・形成や、密集市街地においては防災性の向上も目的とした地区計画等の策定支援に取り組み、地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを支援します。</p>		
	【展開方向1-2】市民が地域の住環境に関心を持ち、誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくりに取り組める環境づくり	市民・事業者	
	<p>市民や事業者等と連携して、都市美形成の推進や景観資源の保全・活用や効果的な情報発信に取り組みます。</p>		
	【展開方向2-1】すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保	市民・事業者	
	<p>子育てファミリー世帯を中心とする居住促進を図るため、ゆとりある敷地の形成や住宅の質の向上に取り組みます。</p> <p>耐震化やバリアフリー化の促進に取り組みます。</p> <p>老朽危険空き家の所有者等への指導等を強化するとともに、関係団体と連携し、空き家の利活用等を含めた対策に取り組みます。</p>		
	【展開方向2-2】公園緑地、住宅等の維持・整備・更新	市民・事業者	
	<p>公園緑地、市営住宅の長期的な視点に立った効率的な維持管理や整備、更新、耐震化等を進めます。</p>		
	【展開方向3-1】都市基盤の整備・維持による安全で快適なまちの創出	市民・事業者	
	<p>災害時緊急輸送予定道路や避難経路の整備及び自転車・歩行者空間など道路交通の安全確保や快適化に取り組みます。</p> <p>台風やゲリラ豪雨等自然災害における浸水を防ぐために、河川、水路及び下水道施設等を適正に管理するとともに、機能向上を図ります。</p> <p>地域の実情に即したバスネットワークを中心とする公共交通サービスの充実に取り組みます。</p>		
	【展開方向3-2】適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減	市民・事業者	
<p>都市基盤の計画的・効率的な整備・改修・更新により、長寿命化等に努め、維持管理費の低減等に取り組みます。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	市民意識調査において、「現在の住まいをはじめとする住環境は快適で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。市民が暮らしやすいと実感できるまちづくりを進めます。	82.8%	83.3%
2				
3	都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合	市民意識調査において、「市内が道路や上下水道等の都市基盤が整っており、利便性が高く安全で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。道路、橋りょう、河川、上下水道等を計画的に整備・改修・更新することで利便性と防災性の向上をめざします。	79.2%	90.0%

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

都市計画マスタープラン（H26～35年度）都市美形成計画（H24年度～）住宅マスタープラン（H23～32年度）緑の基本計画（H26～35年度）耐震改修促進計画（H28～37年度）都市計画道路整備プログラム（H15～30年度）水道・工業用水道ビジョンあまがさき（H22～31年度）下水道中期ビジョン（H24～33年度）立地適正化計画（H29～35年度）空家等対策計画（H29～33年度）地域交通計画（H29～38年度）